

第三十九回国会 参議院文教委員会會議録第六号

昭和三十六年十月二十六日(木曜日)

午前十一時三十三分開会

事務局側

常任委員 工案 英司君
会専門員

委員の異動

本日委員堀本宜実君、安井謙君、青柳秀夫君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として鍋島直昭君、小柳牧衛君、堀原茂雄君及び豊瀬慎一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 安部 清美君
北島 教真君
野本 品吉君
豊瀬 慎一君

委員

加藤 武徳君
堀原 茂雄君
小柳 牧衛君
下條 康徳君
鍋島 直昭君
千葉千代世君
米田 勲君
岩間 正男君

衆議院議員

国務大臣

政府委員

文部大臣 荒木萬壽夫君
文部政務次官 長谷川 峻君
文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君

事務局長

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び学術に関する調査(当面の文教政策に関する件)

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動につき御報告いたします。

本日、江田三郎君が委員を辞任され、その補欠として豊瀬慎一君が委員に選任されました。また、安井謙君及び堀本宜実君が委員を辞任され、その補欠として小柳牧衛君及び鍋島直昭君が委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) この際、理事の補欠互選につきお諮りいたします。

委員の異動に伴いまして、現在、当委員会に理事が一名欠員となっております。互選は、慣例によりまして、成規の手続を省略し、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、委員長より豊瀬慎一君を理事に指名いたします。

と認め、委員長より豊瀬慎一君を理事に指名いたします。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。

開会前の理事会におきまして協議いたしました結果、本日は、まず、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし、審査を進め、次いで、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行なうことに決定を見ました。

以上、理事会決定の順序に従い、本日の委員会を運営いたして参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さよう運営いたして参ります。

○委員長(平林剛君) それでは、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

まず、衆議院での修正点につきまして、衆議院文教委員会理事八木徹雄君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(八木徹雄君) 御指名によりまして、衆議院の修正の箇所並びに修正の経過等、簡単に御報告申し上げます。

修正は、自由民主党、日本社会党、民主社会党、三党の共同提案によるものでございまして、修正箇所並びに修正箇所を除く本法については、衆議院

では満場一致でもって議決を見たものでございまして。

修正箇所は第五条でございます。まず、修正箇所を先に朗読いたします。

第五条に、「公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、それぞれ次の表の下欄に掲げる数を下らないものとする。」とありますが、本文は「それぞれ次の表の下欄に掲げる」というところを、「本校にあっては三百人、分校にあっては政令で定める」というふうに變更して、そして、その次の表というのを削除した、こういうことなのでございます。

この修正をした理由といたしましては、実は高等学校の教育というものをより向上させていくという場合に、もちろん適正規模というものが必要であるというところは、論を待たないのでございまして、その意味において、政府原案の本校について三百人というところは異存はないわけでございますが、ただ分校は御存じのとおり僻地とか、離島とかいわゆる地理的に恵まれない地帯にあって、それらの地帯の生徒といふものを収容していくということに、ねらいがあるわけでございます。だから、適正規模といふものを確保するといふことは、そういう地理的制約を受けた困難性があるという場合も予想し得るわけでございます。常識的には収容定員が一枚について百人というふうに規定することは行き過ぎだとは絶

対に思わないのでございますが、しかし、全国的にながめた場合に、それ以下でやらなければならないという場合も予想し得るのではないかと、特にある府県におきましては、たとえば定時制の分校という場合に、前期二年を定時制分校でやって、後期二年を本校でやるというふうなこともあり得る場合もあるわけでございます。そういう場合に、前期二年に百名を確保するということが、困難であるという場合も予想し得るのではないかと、そういうこと等意見もございまして、その結果としてとにかく分校にあっては、そういうことのないように政令で定めることが適当ではないかというので、こういうふうに規定したのであります。

特に本法は既設の高等学校については、影響がないわけでございますけれども、しかし、本校三百人、分校百人というふうに規定いたしますと、勢い府県のいわゆる財政当局のほうは、この法文というものをたてにとつて、無理な学校統合あるいは分校の閉鎖といふものをするというふうなことが起こりやしないかというところで、それらのこと等も考えて、分校百人ということとは、この際削るべきではないかというところで、削ったのが実情でございます。ただ、この削るということによつて、政令にすべてをまかせるといふことは、言うならば、文部省に無条件に全権を委任するということになるのでございまして、われわれのその思いとい

うものが、逆に反対の方向に向かうこと、心配はないかということが、心配事項として出てくるわけでございます。そこで、実はその点については、特に文部省当局の意見をただし、それがために附帯決議をつけまして、一、本法が施行されるにあたっては、現在各学校の課程別、職種別の教職員の実績を尊重し、その現状を下廻ることのないように配慮すること。また二番目に、「本法の施行により、現存の定時制分校の統合を促すようなことがないよう留意し、また市町村が高等学校を新設することについての制限は実状に即するように留意すること。」というふうな附帯決議をつけて、文部省当局のほうの、大臣の意見を徴して、そういうことの心配がないようにする、という確約を得ましたので、それらと両々相待ちまして、本法というものを、先ほど申し上げましたように、改正するということにいたしましたように、改正することでありました。

○委員長(平林剛君) 質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○豊瀬一君 質疑に入ります前に、きよりの議題となっております学校教育法の一部を改正する法律案の審議に資するために資料をお願いしたいと思ふのですが、私どもの手元に先ほど文部省から、技能教育施設の指定に関する政令案の骨格は出していただいたのですが、これが当然今日まで前国会から論議してきましたきよつから考えて、施設の指導等に対する省令等も同時に出していただくのが至当と思ひま

すが、もし資料の用意がありましたら、お出し願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) ただいま手元にございますから、早急に御提出いたします。

○豊瀬一君 ただいま八木議員のほうから提案されました修正案について、一、二質問申し上げたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○豊瀬一君 お尋ねいたしたいのですが、ただいまお話のように、いろいろな条件や実態を考慮してみますと、百人の基準を定めるということは現状として無理があることは、提案理由の際にも御指摘になったことと思ふんですが、したがって、この修正の御趣旨には私も同意を表するわけですが、やはり政令に委任するということがありまして、なるほど附帯決議等によって一つの方向、あるいは精神といふものは盛り込まれるだろうと思ひますが、いろいろ検討した結果、文部省としては百人が至当であるという法律案を提示いたしておるのですから、やはりこれが一つの政令の基準になる危険性を感ずるんですが、修正案を作られたにあたって、そういう心配は全然ないという見通しでございますか。

○衆議院議員(八木徹雄君) 豊瀬さんのおっしゃるとおり、実はわれわれもこの修正をするときに、そのことを一番心配をした。また政令にゆだねることによって逆に百名以上になるといふことは、まあ常識的でないわけでございますけれども、そういう可能性がないわけでもございませんので、そういう意味で、修正するときにも一番議論いたしたわけであつたのでございまして、実はこの条文の改正でございまして、附帯決議といふものの結びつきによって、そうしてまた政府側の確たる答弁といふものを得た、得られるといふことによつて、実はその心配はないものだといふふうに一同は考えてこれをこのとおり修正したところでございます。大臣のほうからも、われわれの精神といふものは十分に尊重して、そういうことをしないようにする、という御答弁をいただいたので、安心を現在はいたしておると、こういうところでございます。

○豊瀬一君 そうすると、提案者としては、政令の具体的内容は百人以下にとどめ得るし、北海道等の現状から考えまして、御指摘のように基準に合致していくといふことになれば非常に無理な統合等行なわなければならない情勢のようですが、こういう危険は政令の内容において具体的に見ますと百人を下回る、また実態としてはそういう危険が確実に解消され得ると、こういう見解でございますか。

○衆議院議員(八木徹雄君) そういう認定の上に立つて、修正並びに修正を除く本法について満場一致で決定をしたといふことでございます。

○豊瀬一君 与党の理事の方の希望もありますので、修正案に対する、修正提案者に対する質問はこれで終わります。

り意味で、修正するときにも一番議論いたしたわけであつたのでございまして、実はこの条文の改正でございまして、附帯決議といふものの結びつきによって、そうしてまた政府側の確たる答弁といふものを得た、得られるといふことによつて、実はその心配はないものだといふふうに一同は考えてこれをこのとおり修正したところでございます。大臣のほうからも、われわれの精神といふものは十分に尊重して、そういうことをしないようにする、という御答弁をいただいたので、安心を現在はいたしておると、こういうところでございます。

○豊瀬一君 そうすると、提案者としては、政令の具体的内容は百人以下にとどめ得るし、北海道等の現状から考えまして、御指摘のように基準に合致していくといふことになれば非常に無理な統合等行なわなければならない情勢のようですが、こういう危険は政令の内容において具体的に見ますと百人を下回る、また実態としてはそういう危険が確実に解消され得ると、こういう見解でございますか。

○衆議院議員(八木徹雄君) そういう認定の上に立つて、修正並びに修正を除く本法について満場一致で決定をしたといふことでございます。

○豊瀬一君 与党の理事の方の希望もありますので、修正案に対する、修正提案者に対する質問はこれで終わります。

○委員長(平林剛君) 豊瀬君。

○豊瀬一君 私から指摘するまでもなく、高等学校の設置基準の中には甲、乙それぞれあつて、従来まで基準

が示されておたわけですが、この基準に、特に甲号基準が望ましいといふことはすべての人が理解できると思ふのですが、甲号基準のほうにどの程度全国の高等学校が到達しておるかどうかが、資料がありましたら御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 現在、乙号基準と、御指摘のように、甲号基準がございまして、全国平均申し上げますと、乙号基準の九三、四〇というものが実情でございます。甲号基準はこれは実施いたしておりますので、ただ一つの理想として掲げてあるのでございまして、現実的に法的拘束力を持つてゐるのは乙号基準でございます。

で、この本法におきましては、できるだけ甲号基準を指向して努力をいたしたもので、少なくとも農業と工業に關する限りは甲号基準とほとんど大差がないと思つております。これは甲号基準、乙号基準の差は、最終的には生徒数が五十でやるか四十でやるかというところがキー・ポイントでございます。この点は農業、工業に關する限りは甲号基準にはほぼ同様である、しかし、その他の教科につきましては、できるだけ甲号基準に近づけるように、まだ不十分な点はございますけれども、そういう方向でこの法案は作られておるのでございまして。

○豊瀬一君 この前の答弁の中に、望ましい姿は甲号基準の実現である、しかもそれに到達するように当然国としても、地方自治団体としても努力すべきである。こういう一つの指向というか、方針については御異議ないと考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど来

申しましたように、甲号基準が理想であるが、まあ現実に法的拘束力のあるのは乙号基準である。私どもも毎年乙号基準の完成、充実に努めて交付税等の積算に際しては努力して参りましたけれども、どうも省令では拘束力が十分でないという点から、行政管理局から勧告が出まして、立法措置を講ずるようになり、それによって明確に交付税で保障するようになり、勧告も出ておりましたので、その線に沿つて法案が提出されたわけでございます。

○豊瀬一君 ただいま局長が答弁された、行政監察局の報告というものは、具体的には、あなたがちよつと指摘されたのはいつのやつですか。

○政府委員(内藤三郎君) 今、手元に勧告書ございせんが、たしか三十二、三年ころと記憶しておるのでございます。

○豊瀬一君 私の手元にありますのは、監察局の昭和三十五年三月の資料ですが、それによりますと、「教員の配置状況」というところで、「産業高次の教員の配置については配置基準第9条に規定する第1号表甲によつて配置基準を設定している都道府県は調査対象23都道府県中1県もなく、各都道府県はいずれも同基準第30条の規定する第1号表乙に準拠しているがその配置基準は国の基準の算出基礎によつて算定したものでなく、財政事情乃至過去の実績等を勘案して独自の配置基準を設けたものであり、実質的には殆どが予算定数を以て実施されている実情で、各都道府県別にその配置基準数及び配置現員数は区々となつてゐる。従つて都道府県の教員配置状況は、二三の道府県を除き国の乙号基準

が示されておたわけですが、この基準に、特に甲号基準が望ましいといふことはすべての人が理解できると思ふのですが、甲号基準のほうにどの程度全国の高等学校が到達しておるかどうかが、資料がありましたら御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 現在、乙号基準と、御指摘のように、甲号基準がございまして、全国平均申し上げますと、乙号基準の九三、四〇というものが実情でございます。甲号基準はこれは実施いたしておりますので、ただ一つの理想として掲げてあるのでございまして、現実的に法的拘束力を持つてゐるのは乙号基準でございます。

で、この本法におきましては、できるだけ甲号基準を指向して努力をいたしたもので、少なくとも農業と工業に關する限りは甲号基準とほとんど大差がないと思つております。これは甲号基準、乙号基準の差は、最終的には生徒数が五十でやるか四十でやるかというところがキー・ポイントでございます。この点は農業、工業に關する限りは甲号基準にはほぼ同様である、しかし、その他の教科につきましては、できるだけ甲号基準に近づけるように、まだ不十分な点はございますけれども、そういう方向でこの法案は作られておるのでございまして。

○豊瀬一君 この前の答弁の中に、望ましい姿は甲号基準の実現である、しかもそれに到達するように当然国としても、地方自治団体としても努力すべきである。こういう一つの指向というか、方針については御異議ないと考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど来

が示されておたわけですが、この基準に、特に甲号基準が望ましいといふことはすべての人が理解できると思ふのですが、甲号基準のほうにどの程度全国の高等学校が到達しておるかどうかが、資料がありましたら御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 現在、乙号基準と、御指摘のように、甲号基準がございまして、全国平均申し上げますと、乙号基準の九三、四〇というものが実情でございます。甲号基準はこれは実施いたしておりますので、ただ一つの理想として掲げてあるのでございまして、現実的に法的拘束力を持つてゐるのは乙号基準でございます。

で、この本法におきましては、できるだけ甲号基準を指向して努力をいたしたもので、少なくとも農業と工業に關する限りは甲号基準とほとんど大差がないと思つております。これは甲号基準、乙号基準の差は、最終的には生徒数が五十でやるか四十でやるかというところがキー・ポイントでございます。この点は農業、工業に關する限りは甲号基準にはほぼ同様である、しかし、その他の教科につきましては、できるだけ甲号基準に近づけるように、まだ不十分な点はございますけれども、そういう方向でこの法案は作られておるのでございまして。

○豊瀬一君 この前の答弁の中に、望ましい姿は甲号基準の実現である、しかもそれに到達するように当然国としても、地方自治団体としても努力すべきである。こういう一つの指向というか、方針については御異議ないと考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど来

に達していない状況であり、殊に専門教科教員の配置は一般に不足している。」「こういう指摘をし、さらに続けていろいろな指摘を行なった後に、「以上の状況に鑑み、文部省は、各都道府県の教員の配置計画及びその実施状況について検討を加え、課程別、教科別の配分と適任教員の確保については具体的な改善措置を講じ、教職員の業務の適正な分担と質の向上を図り、授業の効果を高めるようにする必要がある。」「こういう勧告を三十五年に出しておいたはずですが、三十五年ころの勧告は尊重されたようですが、この勧告についてはどういふ検討を加えられたか。

○政府委員(内藤三郎君) 三十二年ころのものとは大体同じ趣旨でございまして、御指摘のとおり乙号基準といふものがございまして、この基準を充足しておる県はほとんどないという点、まことに御指摘のとおりだと思ひます。で、今の交付税の算定の仕方が、標準規模を選びまして、標準規模の学校に一体何人の定数を出すべきかという一つの目安を作りまして、高等学校の財政事情をはじいて、最終的には生徒一人当たり一万円とか、二万円とかいふことになるわけでござい

ます。ですから、教員定数が一体どの程度まで保障されているのかという点に非常に不明確な点がある。毎年文部省もこの乙号基準に充足すべく昭和三十一年ころから毎年一人ずつの増員をして参つたんですが、その効果が一向に現われてない。これは制度的な欠陥があるんではなからうかというのを考えまして、先ほどお述べになりましたように、三十二年にもござい

ましたが、三十五年にも勧告が出ておるわけでございます。その勧告の線に沿ひまして各課程別また職員の職種別に一応の基準をはじいて、それを積算の基礎といたしまして各都道府県、市町村ごとの高等学校の総定数を算じまして、この定数を確保に保障するよう方交付税法の改正をお願いいたしました。その中に従来高等学校費一本でございまして、新たに項目として教職員数というのを加えていたのだと実は考えておるわけでございます。これができますれば、この法案のねらつたものは完全実施できる。少なくとも乙号基準を完全に実施して甲号基準に数歩近づくことができるのではなからうか。少なくとも農業と工業に関する限りは甲号にはほぼ到達できるものと考えておるわけでございます。

○豊瀬一君 三十五年の監察局の報告も思ひ出していただいて仕合せですが、ただいまの答弁の中でいろいろの問題点を含んでおりますが、総括して一つお尋ねいたしたいのは、現在御承知のとおり、近いうちに高等学校は生徒がかなりふえてくるという見込みですが、いわゆるこの高校急増対策とこの法律案との関係について基本的にどういふお考えをお持ちですか。

○政府委員(内藤三郎君) 高校急増対策といたしまして、一つは施設、設備の問題があるわけでございまして、いま一つは教職員の人員費その他の経費の問題がある。施設、設備につきましては昭和三十七年度の概算要求に文部省からも要求しておるわけでございます。この基本的な考え方は、昭和三十

八年から九年、四十年にかけて生徒が急増いたしますので、その急増期間中現在の進学率は保障していきたい。その現在の進学率を六〇%と押えて保障するためには、どうしても百二十万程度の収容をしなければならぬ。その百二十万のうち四十万を私学、八十万を公立で収容するという計画を立てて、これに基づく予算概算要求を今いたしておるわけでございます。今後高等学校がございまして、人員費の保障がたいへんなものでございまして、公立学校だけを見ても、八十万の生徒を収容するためには、少なくとも二万数千人の増員が必要でございます。この人員費の保障とその他の経費の保障を当然しなければならぬ、こういう課題があるわけでございまして、そこでこの法案におきましては、その人員費を保障していきたいというのが一つのねらいでございまして、その場合特に考慮いたしましたのは、三十八年から高等学校の教育内容の改訂がござい

ますので、それを考慮いたしまして、高等学校の教育課程が十分に実施できま

すように教員の充足をしていきたい。同時に今後予想される急増に対しては、この法律ができれば安心して教員数を確保できる。同時に人員費に

和四十五年の到達度を一応七十二といふふうに押えたわけでございまして。で、七十二に押えた場合に高校を全部新設することも実はいろいろな点から無理があると思ひますので、公立学校八十万のうち新設は大体今都道府県の計画を見ますと二十数万でございまして、それから既設の学校への学級増加の形で補充する分が約四十万、残りの二十万は、十七、八万にならうと思ひますが、これはすし詰めでやる。で、この急増が一時的現象でございまして、その急増の期間中はまあ一割程度のすし詰めに要請してゐるわけでありまして、一割程度ふえたからといって、急増期間中に限っては教員数の増には影響させない、こういう法案になっておるわけでございまして、それを見込んでなおかつ教員の増が急増期間中に二万数千名に及ぶわけ

でございます。

○豊瀬一君 大体問題点が出てきたと思うのですが、大臣は、国会の回教をはつきり覚えておられますが、昨午

高等学校の設置責任者が都道府県であるという建前はそれとおりだといたしましても、急増に対する問題の受け取り方としましては、私は都道府県にすべての責任を転嫁して能事終われりとするべきではない、まあいわば一種の終戦処理の事務と言へんことはないわけでございます。それから、そういう内容に即応します限りにおいては国もまた責任がある、そういう立場に立つて急増に対する施設、設備に対しては、普通高校につきましても、産業教育ないしは工業高校に対する国の負担分については法律制度を作つてもらひまして、御趣旨のとおりであります。普通高校に対する施設につきましても、やはり今の終戦処理的な考慮を国が払つて、応分の責任を分担すべきである、そういう考え方から、実は三十六年度概算要求の場合も同じ考え方でも要求しましたけれども、諸般の事情で成立を見ませんでした。はなはだ残念に思つておるわけでありまして、三十七年度の予算で今申し上げた趣旨をぜひ実現したいものだ、そういう考え方で対処しておるわけであり

ます。

○豊瀬一君 そうすると文部省の考え方としては、文部省自体が判断して、また委員会の決議を尊重するといふ建前からしても、少なくとも急増対策に対して地方自治体等に責任を完全に転嫁するということではなくして、国が十分の責任を持つてやっています。ただし、三十六年度は大蔵省からけられてだめだった。三十七年度は荒木大臣の責任において必ず実現させる、こういうことですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そういう心がまえでおります。

○豊瀬一君 大臣は、理屈っぽい言い方をしますけれども、委員会決議というものは単に文教委員会であるから文部省が考えればよいということではなくて、予算に關する限りは当然国全体の、大蔵省等も誠意をもつてこれにこたえてきたと思うのですが、あの委員会決議に対して大蔵当局がどう考えておるか。三十六年度の予算要求の際に対処されましたか。もしそれを取り扱われたとすれば、委員会決議に対して、大蔵省としてはどういう考えであつたかを答えて願いたいわけでありませう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 国会の決議、委員会の決議というのは大蔵省としてどうだ、文部省としてどうだということではないに、立法府の意向として当然大蔵省も承知しておるわけでありまして、ことさらに念を押しておりませんが、今お説のとおり文部省だけに對する決議という意味では私も考えておりませんし、大蔵省といえども当然その間のことは念を押すまでもなく承知しておるものと信じております。

○豊瀬一君 私はこの問題を根柢り葉掘り聞いておられますのは、文部省の考え方の中に生徒が増して、そうしてある時期になると下降ないし平行線へ行く可能性がある。したがって、あまり急増を見込んで行なつていくと、將來に對する不必要な条件が出てくる。したがって、ある程度この法律案を、そのものを見て、その下降の時期も見て、ある程度の抑制をしてというのか、その下降したときの現状に應じてということも考慮に入れて本案ができておると、こゝろにふりに考へるのですが、文部省のお考えもそのとおりですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりであります。

○豊瀬一君 局長は。

○政府委員(内藤三郎君) そのとおりです。

○豊瀬一君 それではない、冒頭に局長は、ないと言わないけれども、そうではあつてはならない精神を私の質問に對して答へたと思つてゐるのですが、というのは、なるほど乙号基準に達した者は九十何%に達した、そういう状況になつてゐる。しかし、あれでよろしいとは大臣も局長も考へていないと思ひます。もつと諸外国の例から見ても、戦後の教育の実態から見ても一学級の生徒といふものは三十名とか四十名とかもつと減少する必要がある。そうすると、生徒急増からピークが下降し始めたときは、これはそのときこそ三十とか四十とか、こゝろやうという生徒数も、一学級の生徒定数も減らさうというお考えだと思ひますが、やはりその時期にやるのでなく、私どもが委員会決議した趣旨というものは、冒頭にあなたが答へたように、できれば甲号基準、それをもつと手直しをして、そこまで一日も早く到達さして、そのために一つ新たにこゝろ法律を作らうとしておるのであるから、当然急増するから少し詰めめやうという、そういう間違つた考え方でなく、きよから所得倍増計画に備えて一学級三十あるいは四十というやうな望ましい状態の法律を作る、法律を作る以上は、そうして設備についても大臣の御答弁のように国の責任を持つた措置をしていく、これが当然望ましい姿ではないか。

○政府委員(内藤三郎君) お話のよ

うにいたしますと、急増といふのは一時的な現象でございまして、実は今、現在中学校の卒業生は一番最低でございまして、百四十数万あります。これが三十八年になりますと、中学の卒業生が二百五十万、非常に急激な増加になります。その急激な増加を全部新設と拡充でまかなうのは、私どもとしては少し行き過ぎではなからうか。で、高校の進学率といふものはそう一べんに急激に増加するものではない。そこは徐々に経済の伸びに従つて伸びております。そのことを考へますと、やはりある程度のクッションが必要である。そこで急増期間中は、一割程度の少し詰めめはやむを得ない。そのクッションがないと、かえつて私は困るのではないかという懸念もしてゐるわけなんです。でも、もちろん急増が済みますれば、この定数を改善したいと思ひ、御指摘のとおり相当余裕が出ると思ひますから、その機会にこそ甲号基準に持つていくように努力をいたして参りたいと思つてゐるのでございませう。

○豊瀬一君 あなた方が算定してある毎年一・七とか、そうして四十二年度ですかに七二%が大体の数になるだらうという、このパーセントに私は一つの問題があると思ふのです。むしろ生徒がふえるといふことも現象としてある時期にはありますけれども、中学卒業生の中で高校を希望する者の率、入学を希望する者の率といふのは今のあなた方の算定よりも、もつとかなり急なカーブをとつてふえることが考へられてゐる。また所得倍増計画からいふと、当然そのことが考へられなければならぬ、促進され得るはずですよ。したがつて、生徒といふのは、あなたが算定してあるのよりも、もつとふえてくる。だから、下降するともあなた方が算定してある数よりも、もつと生徒は多いと判断できるし、特に父兄の希望であるところの高校への全員入学を少しでも実現していくという角度に立つていくと、この法律は基本的に当面の弥縫策に固執し過ぎてゐるといふ難点を私は持つておると思ふのです。特にあなたが最後に言つた十八万程度は急増の暫定期間だけでも少し詰めめにしていって、これは非常に危険な考へ方です。御承知のように、校舎は戦前の校舎、施設も大多数は、それが多い。ところが戦後の子供は、ずいぶん大きくなつておりませう。今でさえも一学級に四十人、五十人といふのは身動きできないやうな大げさな言い方ですけれども、そういうところさらに一割を詰め込んでいくと、これは教育そのものが、単に予算的な問題ではなくして、教育活動そのものにかなり支障を来たすやうな状況が出てくると思ふのです。やはり十八万とはいへばあるその数にも私は問題があると思ふけれども、そのことは別にして少なくとも少し詰めめといふの現象は、金額にしてどの程度要るのか知りませんけれども、施設の拡充によつてまかなふべきものであり、そうして下降をするときには、最も好ましい学級定数その他の条件が確保されるためには、今日からその計画を描いておいて、暫定法ではこゝろいかまゑをするのならば、まだまだよろしいと思ふのですが、そこは大体下降するときには余つてくるから、あなた方の考へでは先生も余り、生徒も減つてくる、施設もその危険性を持たなくなる。だから、あまり作らないで押し込んでおいて、少なくなつたときには、ちよつとよくなる、こゝろに考へ方では、いゝところが総数においては、私はあなた方が算定してゐるよりふえてくる。したがつて、下降するときも、もつと多い生徒になつてくる。それから冒頭に申し上げた望ましい姿といふ角度からすれば、今から急増は急増で別個の措置をする。そして、今からこゝろ法律を作つていくのですから、五十のこゝろはぎりぎり四十八にするとか四十五にするとか、逆に一割ふやすといふことではなくして、むしろ今年は五十が四十八、来年は四十六、その次はこうと漸次急増の中においても描き得るところの好ましい条件といふのを作つていく、こゝろに考へ方では基本的に措置をすべきじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) 現実に東京でも都会地におきまして有名校は一割ないし二割を入れてゐるのが通例でございませう。で、これは現在でもそうなんです。急増期間中はできるだけ私どもも子供をよけい入れたほうがいいと思ふのです。現在の進学の状況を見ますと、希望者の九五%は入つてゐるわけなんです。私どもでもできるだけ多くの者を入れたらいいと思ふので、あなたと全く同感なんですけれども、そうたくさん作つたらいいというわけに参らぬと思ふ。また財政措置も考へなければならぬ。今の私どもの計画でも、地方負担金を入れて全部で大体一千億近い金がかかるわけなんです。この数千年間に一千億の金を投ずるということは、たいへんなことだと思ふ。ですから、一応の計画を立てておいて、急増期間中につきましては、でき

るだけの子供たちを進学させるためには、ある程度のすし詰め、それも現在やっている程度の、都会でやっている程度のすし詰めは、これは忍んでやっていたらだか、計画全体が困ると思ひますし、高校のなだらかな発展を期待する上からいっても、この程度は私は認めていたのが筋じやなからうかと思ひるのであります。

○豊瀬一君 隣の奥さんがうわ氣をしてから、私の家内もうわ氣をするのもやむを得ません、こういう言い方はけしからぬですよ。都会の中で現在希望者が多いためにすし詰めをしている、だから忍びなさい。すし詰めをしているのを解消するようにするの、あなた方のいわゆる教育基本法十條に基づく教育諸条件の整備というところでしょ。都会の子供がいなかの子供より大体において進率率からいって大きいはずですよ。それがまた現状としてただ予算というだけじゃなく、いろいろな条件も含まれているのですけれども、すし詰めには、一割程度ですし詰めはやむを得ません、これでは現状打開にならぬじゃないですか。現状の肯定でしよ。そうしてそれを法律でその現状というのをオーソライズしようとしている、ここに問題があると私は思ひますよ。だからやはり少なくとも従来のような基準制というものでなくして、法律でちゃんとワックツけしようとしている、これは法律的な熱意としては敬意を表します。これは現状の望ましからざるものを暫定期間とはいひながら、法律で肯定していく、こういうことは最も排除されるべきだといふ考えかたと思ひますが、大臣の見解はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 考え方はしては御説のとおりだと思ひるのでございます。ただ法律を制定するにいたしましても、現実を遊離してはならないという面も一面あるわけでございまして、理想的なものの考え方として、豊瀬さんと私も同感でございまして、ところで急増期間中に三十七年対三十八年のピークでないときとピーク時を比較してみると、四割以上、五割以上に急増する勘定かと推定されま

す。ところで今も御説明申し上げたような法律で規定しておりますのは、一割くらいすし詰めというものは、ひとつがまんしようじゃないかという内容になっております。もしこのことを規定しないとするならば、四割ないし五割のすし詰めたらざるを得ない。三年間はそうならざるを得ないというところが言えると思ひます。そこで、それを一割のすし詰めだけでがまんしようじゃないか。理想的に言うならば、すし詰めはしない、一学級四十名にいきなりするといふために必要な施設、設備、教員組織を整備することが理想ではございまして、現実には不可能である。教員組織を整備することが特に現実には不可能であると思ひますが、經費の面はほかのものをやめて、うんとそれにつき込めばできないわけではございませぬが、それもおのずから現実としては限度があることも御承知のとおりであります。そういうことを考え合わせまして、いわば一番のピークは三年間であることはもう現実に見えてくるわけですから、三年間だけは、生徒も不便であらうが、一割だけはすし詰めでもかえんして、学校の先生もそれだけ、一割すし詰めになるだけ

御苦労が多くなることはこれは当然想像できますが、がんばって下さいといふことで、三年間をあらゆる関係者が全努力をして、すし詰めでないときにふさわしいくらいに努力の成果を上げたいという念願を含めまして、一割ぐらひはしんぼうしようじゃないかといふことを国会でひとつ認めていただきたい。率直、素朴に申し上げますれば、そういう考え方が一割のすし詰めという過渡的な条項として出てきておるわけでありまして。

○豊瀬一君 三割ないし四割ふえるのに、一割だけがまんじやないですか。数の関係はそういうことじゃないのですね。というのは、私が何度も指摘しておる通りに、当然施設増というののは将来の望ましい学級数から考えても、かりにあなたの方の、下降のときにびつたり合程度になるという判断に一応賛成をしても、やはり全体的には施設増といふのは必要なんでしょう、今の現状のままで、ピークから下がる時にはよろしいといふことではない。だから、生徒が、三年間にしろ、五年間にしろ、ある一定の期間の中にふえるという現実から踏まえていくと、現在でさえも望ましくないほど詰め込まれているのに、生徒が急増するから、その時期だけはもっとふやしてもがまんしなさいといふのが、私の考え方が現実を無視した考えかたですか。ただ、あなた方が主張し得る一つの根拠としては、今の政府全体がそういう予算を組まなといふか、組めないといふか、そういう立場なら主張し得ましよう。しかし、望ましい姿といふことになる、現状でも五十二、三名といふのは望ましくない。五人ふえて五十七、八人に

なればなお望ましくない。あなたの方としては、ある時期になると施設がむだになると、こういう考え方を持っておられるようだけれども、これが自衛隊の使っている特車とか飛行機とかいうならそういうことも言ひ得ますよ。しかし、急増のときに高校で教育を受ける人間のその一生における期間といふのは、ほかの時期でその補いがつくものじゃありませんよ。これが教育の特質ですよ。あなた方が金を出さないという観点に立つて考えると、ある首肯し得べき根拠は持っていないことは、ない。しかしそのときに、今でさえ多いのをなお一割程度ふやしていこう、そしてある一定年限の高校の子供だけは非常に困つたすし詰めの中で教育を受けさせられる。この現状を打開するために、地方自治体ではだめだと思ひます。やはり国が責任を持つて施設の増といふ形の中で対決すべきだと思ひます。これが現実を離れておりま

すか。最も教育の現状の現実に立脚した施すべき施策でしょう。そう思ひませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻お話ししたとおりのことを申し上げざるを得ませんが、理想的に考えれば、四十名の学級編制が適切であるとするならば、四十名に上り得る教員組織なり施設、設備を整備するといふことでなければならぬと思ひます。ところが、そのことは実際問題としてできない。第一、さつき申し上げたとおり、教職員を得ることは現実問題として不可能であります。不可能でございまして、各大学に臨時教員養成所を改善の策として、にわかこしらへをせざるを得ない事態にあります。これを卒業してく

る人はピークの最後の年に一部間に合つかどうかといふくらいでございまして、それすらも四十名を定員にしますれば、焼け石に水の足りないう情けない現状でありまして、そのことを念頭に置きましただけでも、理想はあなたと同じようにやりたいものだと、われわれも念願しますが、事実それができない。また、施設、設備にいたしましても、ピークが過ぎれば減ることは明らかに見えておる。そうして学級編制を理想状態にするといふことを念頭に置いて考えるとしまして、施設、設備としては多過ぎるという数字に私はなろうかと思ひますが、そういうことがわかつておるのに、三年間だけのピーク時のために、そういう施設、設備を充実し、教員を充足するといふことそれ自体が牛刀を用いるきらいがあるといふことになりはせぬだらうか。先生をふやしまして、やめてもらわなければならぬといふようなことも目に見えておるのに、一時的な需要に應ずるためにそういうことをすることは、必要以上の――ピークが

終わった後に、三年間だけは格好がつくにしても、そのあとが、まあ不当な措置をしたこととして残るおそれがあるといふことも考え合わせますと、先刻申し上げたとおり、生徒たちもそれは不便でしょうが、窮屈でありましようが、かえんして、そうしてゆとりのある学校に学んでおる人自身に負けないような勉強をして、自分自身、先生もまた努力をしていただきた。都道府県教育委員会もそのつもりで十全の協力を惜しまないでほしい。国としてもその他のことで実績を

「さあ、さういふことは、さういふ理
なものにはなつてこない、さうしてこ
ろを言つていいのです。さうしてこ
ろが納得いきませんか。ただ問題は、
金が出せないといふことはあるでし
う。どうせ……」

校の生徒を入れる施設の現状がこれとします。急増をした際に、かりにこれだけの施設が必要となります。あなた方はこれだけはふやそうとしておる。ただし、その際には一割の詰め込みは認めてくれと、こういうことですね。ところが、生徒がこれに四百万入っておるとする。四十年以降になつてきて、だんだん減り始めると、これを私の言うようにこうしておくと、このくらい余るのじゃないかと、こうおっしゃるのですね。ところが、その際は私が冒頭に聞いたように、一つの教室に入れる生徒数が三十とか、あるいは二十七、八とか、三十五とか、こういったところに下がっていく、いわゆる望ましい基準に合わせて収容し、特に実業学校、工業等については十七、八人の人間を入れていく、こういうことをきちんとあなた方に将来に対する設計と責任があれば、私はこれからこれだけ広げた施設というものは余らない。むしろ望ましい状況に持つていく、これでも十分ではないのじゃないか、こう言っておるのですよ。だから、決して現在のすし詰めというものをやや緩和するという観点に立てば、明

○国務大臣(荒木萬壽夫) 今のお話はわかります。わかりますが、現実にはわかりません。——わかりますというのは、理想的にはそうしたいものだという意味においてはわかります。理想状態が数年後に到達できるという前提においては余らないということもわかります。わかりますが、現在すらもが乙号基準にやつとこさ達するかいなかという状態、今度の基準は甲号と乙号の間くらいをねらつてようやく立法措置ができたというのが情けないかな日本の現状であるという前提に立つてものを申し上げておるのであります。先刻も申し上げましたとおり、そのピークのときには前年に比べれば四割ないし五割ふえる。その状態が三年続く。その五割もふえるであらうものを、四割だけは何とかして施設、設備も充実し、教員組織も充実してやっていきたい。むしろ甲号、乙号の中間的な基準ですから、理想状態ではないわけですけれども、それもそうせざるを得ない現状に立脚して法律案そのものがなつておるわけですが、そこでその四割ふえたのに、あるいは五割ふえたのに、一割のすし詰めだけはがまんす

るといふことは、先刻も申し上げましたとおり、四割だけは、ほうつておけばふくらむであらうものを解消するという努力目標を実現したいという内容を含んでゐるわけであります。その実情に即して、おっしゃる通りに、三年間に、理想状態は念頭に置いて考えれば、きちんと整備をしてみても余るといふことはないじゃないかと、おっしゃるとおりに余らないようにするためには、昭和四十一年、ピークが一応終りました四十一年にその理想状態

長くやりたくないと思つてゐるのです。が、四十一年、四十二年の生徒が減少し始めたころに、望ましい教育設計といふものを具体的に描くことなしに、この法律案といふものはきわめて無意味であり、ある意味においては弊害を伴います。たとえば教員のことで触れられたけれども、これは詳しく私が言うまでもなく、たとえば高校の先生が十八時間持つておるとする。教材研究等の立場から考えて、国立付属高校等のように十六時間にすることが望まし

に到達できる実力が、実際上、そうでき
るということが保障されませんことに
は、余らないじゃないかということに
が望ましいかもしれないし、生徒の教
育という部面からだけ考えてみまして

とおりにするためには、おそらくピークが終りました後に、今までのテンポでいけば数十年かからなければ到達できないであろうと、前向きに毎年毎年積み重ねていきまして、数十年かからなければできないであろうと推定されるということを念頭に置いて考えれば、理想的にはわかる話ではありますけれど、現実にはむだなもの、すけれども、現実にはむだなもの、いわば不良投資的に現実には目の前に現われるのではない。学校の先生も、ピーク時には職場を得ておったんだが、余ってしょうがないからどこか配置転換するなり、やめてもらうなりということをせざるを得ない場面に追い込まれるのではなからうか。そのことが実際に上目に見えておるから、そういう幅の広いことは、理想的に言えば残念ですけれども、現実にはやむを得ないじゃないかと、こう思っておるわけでありまして。お話をそのものの理想性によくわかります。

○皇親親一君 この問題だけであまり

という先生だけに毎週教わるよりも、二時間はA先生、二時間はB先生に習ったほうがよいということも御承知のとおり。やたらに先生をふやすということは問題でしようけれども、急増のときにふえた先生が、生徒が減って、首切り、配置転換が起こるといふ、その考え方が大臣にあるから、私は根拠り葉堀り聞いておるのです。そうでなくて、少なくとも生徒が減ったときには、政府としては、何十年もかかるというようなまぬるいことではなくて、英断をもって、このときこそ普通高校も三十程度とし、教員の週の持ち時間というものをと少なくしていく、そうして教育効果を上げていく、この望ましい青写真をまず確定しておいて、そうして、その際の施設はかくあるべきである、教職員定数はこうあるべきである、工業学校はこれだけのものがあればこれだけ技能者が養成できる、また、しなければならぬだろう、こういう判断に立つて望まし

い教育理想図を策定する。その上に立つて、急増のときに当分これでいきましよう、これならば、この法律案の矛盾欠陥というのも全くながまんできなないものではありません。幾多の長所を保持しております。しかし、根底に、大臣のように、減ったときには配置転換とか、やめてもらおうということが起こりますということは、減ったときに、一学級を望ましいところの三十人に、あるいは教師の持ち時間というものを減少していくという考え方がないのではないかと受け取れるのですが、もう一度、私が言っておるような精神をお持ちかどうか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） もちろん持つた上での話を申し上げておるわけでありまして、さつき豊瀬さんのおっしゃるようなことをすれば、そういう気持は全然ないにかかわらず、現実には配置転換なり、やめてもらうということに追い込まれるおそれがあるから、一割のがまんをしておいて下さいということでもあります。ピーク前の年とピーク時の年を比較して、生徒数が四割ないし五割ふえるということを特に申し上げましたのも、その意味でありまして、その急増するであろう四十年からは、減るであろうことがはっきりわかつておる。そうして急増対策をやつて四割もの、いわば、減つたときのことを考えれば、よいない施設、設備、教員組織までもやるということとで、三年間たつて減るときになりまして、ときには、四割ふえただけ要らないから、教員の場合は、やれ首切の、配置転換するの、設備そのものも、余ったからぶちこわすか売飛ばすかということでなくして、それはそのま

ま温存していくわけですから、ピークが終つたときには、四割に相当する部分がおつしやるような、内容の改善、学級編制の生徒数の減少の効果をもたらすことを期待すればこそ、ピーク時に今申し上げるように四割のものを整備しよう、こういうことですか、ピークが終つた後の年次計画で、二十人なり三十人なりに何年計画でやるかというのを申し上げないから、そのことがけしからぬというならば、甘んじて受けざるを得ませんけれど、しかし、ピークが終れば先生は一人もやめさせない、配置転換なんかもしない、施設、設備もそのピークが終つた後に余裕が出てくるであろうものは特別教室に転用するとか改造するとかいうことで活用していくということ、内容も整備し、学級編制もゆとりのあるものに持つていく、その下地も含めて、先ほど来御説明したようなことを三十七年度にも要求したいと、こういうことであります。

○豊瀬一君　そうすると、端的にもう一つ聞きましよう。大体十八万程度をすし詰めにしたいと、こう言っておるのです。これに対する、もしこれを、その増だけの分を教職員を採用する、すし詰めにしないで、そうして施設も、十八万と限定して、十八万に必要なだけをする。これで人件費と施設にどのくらいの計算をしてあるか。

○政府委員(内務省三郎君)　今ちょっと頭に浮かびませんが、おそらく臨時費で相当かかるとはなからうか。經常費におきまして、教員数でも相当な、数千人に及ぶのではなからうかと考えるわけでございます。正確な数は、ちょっとはじかないとわかりませんが、現在一千億の新設を見込んでおりますが、この中には拡充の経費もあつたが、二十数万の新設に対して、実は一千億、もちろんこのほかに、既設の学校での学級増で四十万人分の増加はありますが、二十万足らずを全部新設へ持つていくなら同じほど私はかかるのではないかと思ふのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　これは私一個で考える、考えないということとを離れまして、文部省として終戦以来考へ続けておる課題であります。

○豊瀬一君　考え続けておつても、こういう法律が出たということになれば何をか言わんやですが、やはり諸外国の教育に対する施策や関心の深さから考へて、大学教育にも、幼稚園教育にも、幼児教育にも、日本の教育制度としては重大な問題を持つておりますけれども、中等教育の完成ということも、非常に大きな問題だと思ふ。その角度から現行の中学校、あるいは高等学校をどういふ形にしていくなか、先ほど言つたように、中等教育の完成という角度から、完全な中等教育というのはいかなるものか、私はこちらの方が重要だと思ふのですが、こういうことを十分計画、検討して、その写真を持つた後にすし詰めに對して、急増に對して、こういうことではないと、私はさつきも言つたように、その時期にそういう弊害の中で教育を受けた者は、再度その学校に出席して教育を受けるということとはできないのですから、財政措置や、あるいは全体の予算の中で、ある特定の時期の子供たちだけが不遇な条件の中で教育されるということは、これは國として最も重点を置いて配慮していくべきだと思ふのです。一千億はたいへんなように言つておられますが、今の二兆数千億に上つておる予算の規模からすると、こういう生徒急増に對処する金の一千億というものは決して高額のものではない。日本の中等教育の完成という立場から考へていくと、むしろ安きに失する金であると思ふ。

このことは一応この程度にして、次に問題を進めていきたいと思います。

○委員長(平林剛君)　ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君)　速記を始めて下さい。

午後一時四十分より委員会を再開することにいたしました。暫時休憩をいたします。

午後二時十八分開会

○委員長(平林剛君)　ただいまから文部委員会を再開いたします。

なお、ただいま青柳秀夫君が委員を辞任され、その補欠として堀原茂嘉君が選任されました。以上であります。

○委員長(平林剛君)　豊瀬委員より、当面の文教政策について緊急に質疑いたしたい旨の要望がありましたので、この際発言を許します。なお、豊瀬委員に申し上げますが、本日の運営につきましては理事会の決定もありますので、その点御勘案の上、御質疑下さるようお願いいたします。

○豊瀬一君　火曜日に私は学力テストの問題に關しまして、現行教育関係諸法規に照らしても明らかに違法であり、さらにねらいとしては、この問題が教育の国家統制を意図するものであり、民主教育の最も中核であるべき各級機関並びに現場教師の自主性、あるいは権限というものを混乱に陥れるものであり、さらには、こうしたテストの実施によつて中学校の予備校化等の現行学校教育制度の破壊をきたすものであるという観点から、学力テストを中止していただくように大臣に要望いたしておきました。しかし、残念ながら本日強行されたようですが、私が案じておつたように、本日の新聞や私どもの連絡によりまして、非常に各地に憂うべき事態が起こつております。教師と教育委員会が実施について論争するということは、まだいろいろな面です許されるにしても、私は本日特にたまたまこのテストの実施を拒否するといふ事態を生じております。群馬県北群馬郡吉岡村の明治中学校におきましては、三年生全員がテストの結果を指導要録に記入されるのはいやである、という立場から登校を拒否いたしてテストの実施が行なわれておりません。また、葛飾の上平井中学校におきましても、生徒たちが開始しようとした教師に對して、テストを受けたくない、という意思表示をしております。これはある一部の愚かな人に判断させると、何者かが幼い青少年を扇動したのじゃないかと、こういう論を吐くかと思ひますけれども、私はたびたびの委員会で同僚委員が指摘しましたように、やはり一つの問題として、指導要録に、本人のその日の条件が全く考えられないで行なわれたテストの結果が書かれるように強制つけられておるといふことを、大なり小なりに生徒が自分たちの一生の問題として不安を持つたと思ふ。同じ不安を持つても、ある生徒は心の中に包蔵しながら、いやいやながらテストを受けた者もありましようが、私が今指摘しましたように、登校拒否あるいは受験拒否、こういう現状を生じております。こういう現実に対した事態に對して、テスト強行責任者である大臣としては、どうい

たしておきました。しかし、残念ながら本日強行されたようですが、私が案じておつたように、本日の新聞や私どもの連絡によりまして、非常に各地に憂うべき事態が起こつております。教師と教育委員会が実施について論争するということは、まだいろいろな面です許されるにしても、私は本日特にたまたまこのテストの実施を拒否するといふ事態を生じております。群馬県北群馬郡吉岡村の明治中学校におきましては、三年生全員がテストの結果を指導要録に記入されるのはいやである、という立場から登校を拒否いたしてテストの実施が行なわれておりません。また、葛飾の上平井中学校におきましても、生徒たちが開始しようとした教師に對して、テストを受けたくない、という意思表示をしております。これはある一部の愚かな人に判断させると、何者かが幼い青少年を扇動したのじゃないかと、こういう論を吐くかと思ひますけれども、私はたびたびの委員会で同僚委員が指摘しましたように、やはり一つの問題として、指導要録に、本人のその日の条件が全く考えられないで行なわれたテストの結果が書かれるように強制つけられておるといふことを、大なり小なりに生徒が自分たちの一生の問題として不安を持つたと思ふ。同じ不安を持つても、ある生徒は心の中に包蔵しながら、いやいやながらテストを受けた者もありましようが、私が今指摘しましたように、登校拒否あるいは受験拒否、こういう現状を生じております。こういう現実に対した事態に對して、テスト強行責任者である大臣としては、どうい

反省とお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お話しのようなきが起ったことそれ自体をまだ知りませんが、かりにそうであつたといひまして、この生徒の態度は望ましいことではないと思ひます。また、生徒たちがそんなふうなことになるように放任したか、もしくは十分に説得しなかつた先生の怠慢であると考えます。

○豊瀬一君 相変わらず大臣はそういう言い方をされるのですが、たとえば生徒が、受けたくないという意思表示をする。あつては登校したくないという行動に出る、そういう場合に、教師がこの問題を教育的にどう処理するかというところは、御指摘のとおり、教師の重要な責務の一つでしょう。しかし、事の起りは、教師が自分の教科指導の課程に基づいてそれをやうとして起つたことではなくして、すでに組まれておる十月二十六日の教科課程を無視して、あなたが学力テストを強行されたそのことに對する生徒の不満として現れたと見るべきです。したがつて、現象論としての形の解決策はありましようけれども、その原因を作つたあなた自身に、教師の不手際であるとか、あるいは生徒の心得違ひと、こう一方的に全然責任ないと言ひ切れますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 責任はないと思ひます。と申しますのは、今度の一斉学力調査は、何度もお答え申し上げておられますように、文部大臣に負わされた責任、与えられた権限に基づき、法令の規定に従つて、やらねばならぬことをやっておる。それを受けて、教育委員会、また教育委員会か

ら要請された学校長も、やらねばならぬことをやるだけのことでありますから、生徒たちがそのことそれ自体に疑問を持つというところは自由であるにしましても、それを話合つて拒否するなどというところは、あるべからざると思ひます。

○豊瀬一君 あなたがここで、あるべからざることを、行なうべからざることを力んだところで、数百万の中学生は何らかの形でこの問題に對して疑問を持ち、また自分の一生の問題として、自分は、きょうは受け持ちの先生から理科の授業を受けるはずなのに、文部大臣の指定した学力テストを受けなければならぬ。それは、大臣のやり方が間違ひだといふ批判精神を持つというところが教育基本法の精神であり、現在の民主教育の一つの柱です。ただ、それが登校拒否として現われる、あるいは受験拒否として現われることについての教育上の問題はあります。このことを私は是としたり可としたりするものではありません。しかし、そういう原因を作つたあなたとしては、実施の方法について少なくとも責任を感じ、今後の反省をなさるべきだと、こう言つておるのですが、てんとして反省の必要はないとおっしゃるのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ないと思ひます。
○豊瀬一君 魯迅が、「眉を横たえて冷ややかに千夫のさすに對し首を俯して甘んじて孺子の牛とならん」、これが為政者の心がけであると言つたのですが、あなたは國民に、あるいは自分の行政上から起つたところのいろいろな欠陥に對して、全く罪をその現

象として現れたものに歸して、あなたの企画あるいはあなたの施策、これに對して反省の態度がないということ、は、まことに日本の文教にとつて残念なことですが、時間がありますので問題を次に移します。

この問題をはらんで、ある教育委員会は業務命令という行為をとり、ある教育委員会は話し合いによつて実施をし、一部あるいは文部省の企画を修正する、こういった挙に出ております。私も、たびたび指摘したように、地方教育委員会の自主性を全く剝奪した今度の学力テストは、委員会法にも違反しておるし、学校教育関係諸法規の精神でもないと思ひますが、こういうことを、かりにいろいろな問題があつても、業務命令で強行させる。特にこれはだしいのは、小学校の校長をテストとして任命しようとして、それを拒否されて業務命令を出した、こういう事態があります。当該小学校の校長は、何々小学校の校長に就くという辞令をもらつて、そこに勤務すべき責務を持つています。それをほかの中学のテストにする。それを、私は自分の校長の責任からできませんと言つてゐるのに、業務命令等を出す。こゝまで現行の制度が踏みこじられ、暴走しておるというのは、根柢のない五十四条の二をたてにこつて強行したあなたに責任があると思ひますが、今もなおないと思ひますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは別問題でございまして、教育委員会が校長の關係で、これこそ自主的に判断すべき範囲内の課題と思ひます。
○豊瀬一君 米田君がたびたび指摘したように、現行の教育行政組織法、さらには委員会規則、学校管理規則等で定められておることも、あなたは文部省の権限として変更しなければならぬことを強制したでしよう。そういうあなたであれば、今私が指摘した、小学校の校長をテストとして任命することに對して業務命令を出すことがよいか悪いかという法律解釈は、大臣として当然あるべきであり、もしそれが適法でなければ、あなたがお得意の五十二条ですか、たびたびあなたが言つたように、適法でない執行が行なわれておると判断すれば措置要求をなさるべきでしよう。こういうことこそ、あなたが一生懸命になるべきことじゃないですか。適法と思ひますか、適法でないと思ひますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今例示されましたことの真実性は私はわかりませんが、教育委員会が今度の学力テストに、小学校長をテストとして業務命令をもつて要求するということは適切じゃないと思ひます。
○豊瀬一君 私は非常にこの問題用語にこだわつたのですが、私が聞いておるのは適切か不適切かじゃない、適法か違法か。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 業務命令で小学校長をテストに議務として課するということは適法でないと思ひます。
○豊瀬一君 このことに對しては、私も地方教育委員会に以前にそういう言明をしましたので、折衝をして撤回をされた事実を持つておるのですが、もし、きょうの実施にあたつてそういう措置が具体的に現われておるとすれば、五十二条の措置要求をやるかやらないかは、いろいろの方法上の問題がありますが、適法でないという判断に立てば、大臣としては当然そのことに對しては違法を是正させるような指導助言を行なうという責任をとりまつか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 措置要求は、もう過ぎたことですから、対象がなくなつてゐる時間的な今の場合だと思ひます。来年やりますときにそういうことが起らないように措置する必要はあると思ひます。
○豊瀬一君 なるほど措置要求という法の執行はおっしゃるとおりでしょう。しかし、あなたも、私が具体的にあげた事例に關しては適法であるという判断に立つておる。その適法が現に行なわれたという事実を知つても、来年までじつと看過するんですか。教育委員会に對して、文部省の最も重要な責務である指導助言も行なわないというのですか。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 指導助言は、来年の学力調査をやりますときに間違ひのないようという立場から助言したいと思ひます。
○豊瀬一君 今度の場合には、事実があつても放置しておく、こういうことですね。
○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今の例示されました事例に關する限りは、それを取り消したといへば、もう事態はな

くなつておりますから、来年のことに
関してのみ問題が残ると思ひます。

○豊瀬一君 私の言ひ方が悪かつた
のか、間違つてとられておる。福岡市
に關しては私が事實責任者に取り消さ
せました。しかし、そのほかにこうい
う事態があつたときどうなさるかとい
うことをお聞きしておる。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ほかの場
合でも同じことだと思ひます。

○豊瀬一君 取り消されないで、業
務命令が出されておつても、来年まで
は放置する、そういうことですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) すでに事
柄は今日の午後三時で終わるはずでこ
さいますから、具體問題としてはどう
にも処置のしようがない事柄でござい
ますから、来年の学力調査について万
遺憾なきを期したい、こう思つてお
ります。

○豊瀬一君 どうも大臣のこんな
のにはほんとと感心するんですが、私
は、文部省設置法を初め、大臣に与え
られておる指導助言というものは、先
ほど申し上げましたように、明らかに
違法の措置をしておるとすれば、措置
要求の適用をすることがには問題が
ありましようけれども、指導助言をし
て、そういった行為に対しては業務命
令を出すべきでないという指導助言は
当然のことと思ひますが、そういう
指導助言を一年間も放置しておくと
いうことは、これは大臣として非常に怠
慢なことであるというのを指摘して
おきます。他日、具體的に問題があつ
たら再度取り上げたいと思ひます。

それからもう一つ、これもたびたび
論じたことですが、これは文部省も把
握しておられるとおり、文部省が企画

したとおりでなくして、地方教育委員
会において、たとえば指導要録に記載
しないとか、記名をしないとか、いろ
いろの方法で現場教師の代表と話し合
いをして、いわゆる世に言うところの
円満実施という形をとつておるところ
もあるように把握できます。これは、
当委員会における大臣の答弁からする
と、そのまゝ文部省としては看過でき
ない事態のように私どもとしては受け
助るのですが、もしそうだとすると、
現状に立つてどういう措置ないしある
いは行政上の指導助言をしようと考え
ておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の
とおり、今度の学力一斉調査は、脱ん
で字のごとく、一斉でなければ効果が
減殺されるわけでありまして。問題も同
じものでなければならぬ。と同時に
に、手続一切も全国同じことでないな
らば、一斉調査の目的はその範圍にお
いてくずれおると思ひます。したがつ
て、文部省から指示しましたとおりの
調査が行なわれることを理想といたし
ております。それに対して、そのとお
りに実施する努力をすることが教育委
員会の責任として生まれておる關係に
立つております。したがつて、御指摘
のようなことがもしあるとするなら
ば、それは真実を把握しまして、その
上に立つて適切な判断をし、適切な処
理をいたしたいと思つております。

○豊瀬一君 約束の時間よりやや早
いようですが、学力調査に關する私の
質問はこれで終わります。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○委員長(平林剛君) 次に、午前中に引
き続き、公立高等学校の設置、適正配
置及び教職員定数の標準等に關する法
律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の通告がありますので、発言を
許します。

○豊瀬一君 午前中に質問して一応
明らかになつた事項に、生徒増に対す
る処置として約五割増、百数十万にな
ると思ひますが、そのうち、新設二
十数万、増築四十万、すし詰め十八万
ということですが、それぞれの項目に
對する施設の予算、施設の金額、人件
費、別にしてお答え願ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 手元に施
設關係の予算はございせんが、早急
にこれは調べたいと思つております。
先ほど申しましたように、高校急増
の新設分と拡充分につきましては、こ
れは来年度予算に要求いたしてござい
ます。ただ、すし詰めの方は十八、九万
ございまして、これは予算要求いたし
ておりません。先ほど午前中の質疑の
中で、豊瀬委員から、この關係を新設
で見たらどうかといふか、試算いたしま
したところ、これは土地の購入費まで
一応入れておりましたが、約五百億で
ございまして。文部省が生徒急増に見て
おりますところの新設と拡充の方で約九
百億ないし一千億と見込まれてござい
まして、このすし詰めの方だけで五百
億、これはおほに土地と施設設備に關
する経費でございまして。このほかに、
高校急増の新設と拡充に要する公立学
校分だけで教員数が二万二千ほど必要
でございまして。なお、すし詰めの方を
これを新設なり拡充で見えた場合には、
一万二千人のさらに増員計画をしなけ

ればならない。給与費全体で急増期間
中の経費が約三百億にこれは経常費と
してなるわけでございまして。

○豊瀬一君 大体、大まかなところ
はわかりました。午前中にも私がい
ろいろ指摘いたしましたように、教育
計画というものは行き当たりばったり
主義ではだめであることは御承知のと
おりです。したがつて、望ましい基準
であるとなつたが答弁された甲号基準
ですね、これに財政的な配慮も加えな
がら御答弁願ひたいと思ひますが、
おおよそいつごろまでには、たとえば普
通高校四十、実業高校三十を望ましい
基準とした場合に、これを実現したい
という意図をお持ちですか。

○政府委員(内藤三郎君) 高校急増
が一段落した以後、大体数カ年後に
は四十に持つていきたいということ
でございまして、高校急増のピーク時
が四十年でありまして、四十一、二年
までが残りまして、だんだん漸減して
参りまして、四十五年に推定で六十
六万人になりますので、この辺を目途
に、なるべく早い機会に四十名に到達
するように最善の努力をしたいと思
つております。

○豊瀬一君 四十一、二年ごろから
百六十六万くらいに落ちるというの
は中学卒業生ですか、それとも推定する
高校入学者ですか。

○政府委員(内藤三郎君) これは中
学卒業生のわけでございまして。現在、
中学の卒業生は、高校急増時には、三
十八年は二百五十万でございまして、
約百万近く減るわけでございしま
す。そのうち、進学率がかりに七
〇%といたしましても、生徒の収容力
はずつと落ちるわけですね。百二十万程

度に落ちますので、この辺を一応の目
標にしながら検討してみたいと思ひ
てございまして。

○豊瀬一君 今言われた到達の年次
というものは、私の質問も一応あなた
の胸づもりというのか、あるいは文部省
の希望決意といった程度で聞いたので
すが、そういう計画に對して、大蔵省
あるいは自治省等と折衝して、大まか
な何というか、妥結点というのか、そ
ういふものを得ておられるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 実はこの
点は、大蔵省や自治省と話をいたしま
せん。と申しますのは、当初から自治
省、大蔵省は、急増後にこういふ定数
法を作ろうじゃないかということなん
です。で、急増後に作られた場合は、
私どもとしては急増期間中の定員をど
うして確保するか、全然道がないわけ
でございまして。そんな場合には、
改善どころか急増自体に支障がくるわ
けです。文部省としては、とにかくこ
の基準で急増を乗り切つて、急増後に
なりますれば、先ほど大臣がお答えい
たしましたように、実は設備にも余裕
が出るし、教員の数においても余裕が
十分に出るという判断をいたしておる
わけでありまして。そこで、その教員を
首切るわけには参らぬと思ひます。そ
の定員をもつて学級五十を四十にする
ほうに積極的に努力していきたい。こ
の点は小中学校の義務教育の定数でも
同じでございまして。三十八年で一応五
十になりますので、その後は今のまま
でいきますと、相当教員数が余つてく
るわけでありまして。それを首切らない
で、五十を四十にしていく方向に努力
を払つていきたい、こういう考え方で
ございまして。

○豊瀬一君 大体わかりましたが、これは与党の理事さんにお尋ねして、与党の文教長期政策を聞くべきところ

ですけれども、それは許されませんのでやむを得ないということにして、当然、私は午前中からも言っておるように、中等教育の完成をどういう計画のもとに行なっていくかという策定の後に出すべきだということをさらに力説しておきます。三十八年二百五十万が、四十五年に百六十万か七十万に減った後のことを考えてみますと、現在の五十、ないし今度少し詰めをふやすと五十四、五になるところもできると思いますが、その生徒数と、二百五十万と百六十万、五十五対三十五、この比率をとってみると、完全に二百五十万を受け入れるような施設を作っておいても、三十ないし三十五に生徒数をしてくると、きれいに合うだけじゃなくて、むしろ私は特別教室、いわゆる理科教室、音楽教室、クラブ活動に必要なクラブ室とか、そういうものがまだまだ不足する、こういう考え方なんです、これに対する青写真がないというので、私はここで、この問題の一つの結論として、少なくともこういう長期の文教政策を確立して進めてもらいたいと希望しておきます。

次に、この法案の一つの骨子である教員の算定の方法として、児童総数を五十で割ってはいき出し、その総数に対して、県全体に国が措置をしていく、こういう立て方だと思いますが、間違いないと思います。

○政府委員(内藤三郎君) そういう立て方をいたしておりません。従来の甲号基準、乙号基準でございますと、生徒総数を乙号基準は四十、もちろん

これは当分実施しないという附則がついているわけですが、乙号基準は五十で割って計算する。こういう方式をとりましたが、今回の定数法につきましても、これは生徒数そのものをとりまして、平均二十一、二名に一人の割になつておるはずでございます。ですから、この水準は世界のどの国に比べても落ちてないと思う。西独に比べても、あるいはイギリスについていっても、大体中等教育として恥じない定数は確保されている。こう思うのでございます。

○豊瀬一君 それがおんなじであれば非常に喜ぶべきことですが、第六条に一学級の生徒数のこういう定めがある。そして具体的に文部省の資料を見ますと、三十六年五月一日の指定統計によりまして、高校教員数が各県ごとに出現してあります、現数を。その数が問題あるのじゃなくて、これと、たとえばこの法律によって比較をします際に、たとえば北海道では七千九百九という数が出ています、この法律施行の際には、北海道の教員数はどういふ方式で割り出すのですか。

○政府委員(内藤三郎君) そこに上げてありますのは、現員と定数と比較しているわけです。現在、北海道の現員が何ぼあつて、この定数ではじいたところの定員は幾らというふうになつておりますので、そこに増減表が出ておりますから、校長、教員と実習助手、事務職員等合せて総数として定員が六千八百六十二、現員が六千三百三十一、差引五百五十一の増というふうになつておるのでございます。

○豊瀬一君 私が聞いてるのは、たとえば北海道の現在の教員が七千人

か、六千人か。これは実情として把握してあると思うのです、実態を。この法律で教員数を算定するのはどういふ方式をとりますかと聞いています。

○政府委員(内藤三郎君) この法律で、算定方式は第九条に出ておりますので、これをあらわしたくないと思つて、これは一人から三百人までは二十で割っているわけです。生徒二十人に一人の割合で教員を置く、それから三百一人から七百五十人までは二十五人に一人、これは最初の三百人を差し引いて、それからスタートしておりますから、そこだけが悪くなつておると申しますか、実際はこれを平均しますと二十一、二人くらいになると思つて、この方式を使つて、農業、工業、水産の場合は、従来四十でやっておりますから一・二五倍をかけたもので、それから商業と家庭の場合は、普通課程に比べて実験実習の科目が約三分の一ございまして、その割り増しをして一・〇七五倍をしたということ

でございます。このほかに、学科による補正があるわけでございます。たとえば工業、農水の場合は、同じ一学科でも規模の大きいところがある。そういう場合には若干の増が必要でございます。それから農業や工業、水産というふうな場合には、一学科を置くごとに学科の補正をいたしたわけでございます。それは、普通課程に比べて実験実習等が多いのでございますから、学科補正をいたしたわけでございます。その算定方式は、九条をあらわしたところで、そこに一般の教員が出ておられます、十条には養護教員、十一條に実習助手、十二條に事務

職員が出ておられますので、この方式ではじき出しますと、一応の基礎が、数が出ると、それはあくまでも積算の基礎でありまして、この法律は、七条に規定しておりますように、各都道府県または市町村ごとの総数が必要なんです。この総数を交付税で保障しよう、こういう趣旨で、八条以下については、この積算の基礎が出ておるわけでございます。

○豊瀬一君 そうすると、実際に都道府県教育委員会が、それぞれ所管する学校に教員を配当しようとする場合の基準は、この九条一表その他の表を適用してやつていくと、こういうことになりませんか。

○政府委員(内藤三郎君) そうではございません。これは七条に規定しておりますように、都道府県、市町村ごとの教職員の定数の総数をきめるのであつて、それぞれ八条以下に規定しておりますことは、その積算の基礎なんです。この積算の基礎に基づいて総数をきき出すと、その総数を地方交付税のほうで保障しようというものがねらいであつて、現実に各学校にどう配置するかという問題は、教育委員会が条例その他で定める性質のものでございまして、これは定数を規定したものでないということを御承知をお願いいたします。

○豊瀬一君 したがつて、第六条の定めによると、一応、普通高校の場合には学級の規模が五十という基準が出てきます。そうすると、教員を配当する際には、千二百二十名おるとするに、千二百二十名を五十で割つて出てくる客というものが教員配当の基準に、都道府県教育委員会としては実際

やつていくのでしよう。

○政府委員(内藤三郎君) 都道府県教育委員会としては、実際の学級をどういふふうにするか、学校の規模によつて実際の学級編成にするかということをやつておると思つて、その具体的な学級編成の基準に基づいて配置計画を立てると思つて、ですから、従来の交付税でも、これは生徒一人当たり幾らというところで積算したわけでございます。今度は、生徒一人当たりということのほかに、できますれば、教員数という単位費用をもうけた。ちやうど、これは小中学校の定数法と同じであります。総数はきくと、具体的に各学校にどういふ配置計画をするかというところは、各学校の規模をきめて、その規模に基づいて府県が条例で各学校の定数を定める、こういうことになつておるわけでありまして。

○豊瀬一君 だから交付金を渡すところの積算の基準として、生徒一人当たり二万何千幾らということになつておる。それに生徒数をかけてやつた。今度は新たにこれに教員数も加味した積算のやり方をやるのだということ、しやう。それを予算というのか、交付をする際の算定でしやう。だから実際は現行においては甲乙あつて、甲が一応たな上げされて、乙だけが基準になつておる。この法律ができて、第六条の学級編成の基準というものができた際には、さつき言つたように、五十で割つて教員を配当するといふ形になりはしないですかと聞いています。

○政府委員(内藤三郎君) これは学級の基準をきめたのでございまして、別にこの定員の中で四十人で編成ができるならそれでも差しつかえないわけ

○岩間正男君 ちよつと関連して。五

○政府委員（内藤馨三郎君）これはこ

第六節 文教委員會會議紀錄第六号

数字がびしつと出るわけです。同じよ

になってくるわけです。ところが、各

○岩間正男君　なぜ私はそういうこと

昭和三十六年十月二十六日
参議院

れを認めさせて、
そうしてこれは教員

よゝな五十人という形でいけば、一方

○政府委員（内藤譽三郎君） 小学校の

各府県がやる場合には各学校ごとに

によつて今度は配当計画を立てる。こ

でも——生徒というのはこれはこ

○岩間正男君 いや、そんなことはない。

○政府委員(内藤三郎君) いや、府県でおやりになるのはいいですよ。私の申し上げているのは国のレベルで学級数を基礎にとることは非常に困難だ。だから従来から自治省は生徒数一本でとっておりますから、生徒数よりもこの法案ではじいた教職員数というものを単位費用にしたほうがもっと合理的であり、確実に保障できるという私どもは考えを持っておるのでござい

○岩間正男君 ちょっと。今のおかしいですよ。府県の段階ではこれはさしつかえないけれども、国の場合はこれはできないなんて、できないのじゃない、そういう方法はやっぱり正確に科学的にとるべきなんです。各府県の集積したものが中央の予算になっていないから、いつでもそのひずみが中央にかぶさってくるというふうな形になるわけなんです。だから、その点はこれはやっぱり予算の算定の仕方、そういうところに問題があるので、原則をやっぱり検討する段階にきていると思いま

すよ、はつきり、現実に合わせてという努力をしないといふのはたいへんです。それから、あなたの今の説明の中で、生徒の数はごまかしようがないって、各学年の、一学年の生徒の数はごまかしようがない。たとえば百二十人いたのをこれを五学級にすることはできませんよ。五十人以上でやっ

ていけば三学級以外に報告しようがないですよ。そんなことできるわけないです。だから、私はどうもその言葉は納得できません。しかし、これは今関連質問だからこれ以上やらぬけれども、

あんなのは、実はそういう点は説明用の説明ですよ、これは。もつと変えなくちゃならぬ。そうでないと必ず起

こつてくる。これは今非常に大きな問題になっておる。また、そうしなければ、どうも文部省の下の方を操作するうまみがないなどというならこれは別問題だ。

○政府委員(内藤三郎君) これは操作の余地がないのでございすから、ですからうまみもくそもないので、機械的に第九條以下で計算されればびしと出るわけです。一人から三百人

までは二十人、生徒数二十人に一人の割合で教員がつくわけですよ。その上は、三百人をこえますと、三百一人から七百五十人までは二十五人に一人の割合でふえる。ですからごまかせない。文部省がうまみとか何か、裁量の余地が絶対ない。そういう、これはやっぱり交付税で保障するからそんな余地はさらさらないので。

○豊瀬一君 さらに第五條でただしと書いておきたいのですが、現在、公立高等学校の中で一学級一普通科ですね。普通科の一学級が、平均五十以内でも

いいが、五十を上回っておる県数、全国で何県あるか。それから学校にして総数幾らあるか。公立だけでよろしい。意味わかりますか。

○政府委員(内藤三郎君) わかります。今ここに資料がございせんが、五十を上回っている県はほとんど全県でございす。おそろくない県は私な

の関係で集まらないという場合もありますから、学校数を調べますとこれはまた違ってくると思いますが、一応、文部省にある資料でできるだけのことは調べてみたいと思ひます。

○豊瀬一君 特に県別よりも具体的には各学校数がほしいのですが、もし出るならば、平均一学級五十を上回っている学校総数、下回っている学校総数、とういうのをもう少し小さきみに、もし資料があれば出してもらいた

い。なければ今言った両方に分けたところでやってもいいと思ひます。大体、序論と第四章のまず学級編制の基準だけをただしたのですが、午前

からの理事会の約束がありますので、一応第六條の質問にとどめて私の質問は終わって、次の法案の審議に入りたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

○委員長(平林剛君) 次に、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますので発言を許します。

○米田勲君 私、一番先に内務局長にちょっと御注意を申し上げますが、あんな委員の質問に答える際に、たばこを持って答えるのだけはやめなさいよ。お互いなかやかいかもしれないが、少なくとも答えるときはたばこを置いて答えないで。見ていると非常に感じが悪いですよ。

さて、私の質問ですが、私は冒頭に文部大臣に言いたいことは、この法律改正案は前の国会に出されてすいぶん論議をしました、私たちは。そしてこの法律の中にある非常に重要なポイント

トについての欠陥は、文部大臣も内務局長もよく知っているはずだ、僕が指摘しているところは。それで、この国会には再提案された、あらためて。だから、もしこの委員会の討論を十分に尊重するという態度があるなら、あ

ら、再びその問題を指摘されたら、その問題をめぐって論議が行なわれないように積極的に私は訂正をして、修正をして出すのが至当だと思

う。ところが今度出してきた法律案は、前の国会に出したものと同じである。この点については文部省側の態度に、

この委員会の討論や質疑を尊重するという態度が欠けておるということを私は感ずる。もつと謙虚に自分らの立

てた案が最上であるというふうな思ひ上がった考えでなく、ほんとうにわれわれが真剣になって、この法律のため

に学校の教育がゆがめられたり、教育がわれわれの考えないほうに走ったりすることのないように配慮して検討し

ているんだから、もつと謙虚に考えるべきでないか、私はこの点、冒頭遺憾の意をまず表して、この法案の質問に入ります。

最初に、あらためてお聞きをいたしますが、戦後、日本の教育制度に定時制高校の制度が取り入れられた。この

定時制高校が学校制度の中に取り入れられた理由は何であると考えておるか。それを文部大臣が直接答えてく

しかりをこうむりましたが、私どもの心の中をのぞき込んだような意味のおしかりでございすが、御指摘のよう

な気持は毛頭持ちません。国会の論議は常に私ども謙虚に何って、また改むべきは改めるという態度でいかなばならぬという心がまえでありますこと

は御了承いただきたいと思います。具体的にあつてお話し出ようかとは思ひますが、今、米田さんが重点を置いて論議されましたことは私も記憶して

おります。そのことも考え合わせつつ、この前提案しました内容そのままで提案

をした。意識的にそう提案したわけ

でございす。一つには、いろいろと詳しく検討する時間的な余裕も制約があつたことにもよりますけれども、全

面的に国会の論議を軽くあしらつて、無視しているんだという断定的なおし

かりはいささか異存がございすから、気持だけをまず申し上げておきま

す。定時制の制度が取り入れられたということは、私どもの受け取り方は、子供たちが勉学したいという希望をなるべく達しさせてやりたい。いわば教育の機会均等化を幾らかでも徹底する一つの方法として取り入れたんだと、か

よう

に理解いたしております。

○政府委員(内藤三郎君) 戦後にお

ける定時制が発足いたしましたのは、

ただいま大臣がお答え申しましたよう

に、教育の機会均等をはかり、特に勤

労青少年のためにそういう施設を設け

て教育の普及をはかつていくというの

が大きなねらいでございす。ただいま大臣から冒頭に釈明がございしました

が、米田委員の御指摘の点は、私ども

の見解といたしましては、結局、校長

が認定するので、文部大臣が高等学校と同程度以上という認定をした施設の拡充をそのまゝ校長が受け入れるわけじゃなくて、これは基準がございまして、その中で高等学校の教科の三分の一程度を受けることができる。これがしかも実験、実習を主とするような電気とか機械とかいうような特殊な教科を認定することができるとなっております。認定する以上は認定権に伴って十分監督ができる。そこで監督ができませんから、当然にその課程を全部認定するのでなくて、必要があれば試験までして差しつかえない。試験もしていいと思います。そうして確実に高等学校程度の履修をしたと言ひことができて初めて単位認定を出すわけでございます。したがって、校長は認定する教科については相手方の技能教育施設に対して指導、助言ができたというふうに解釈をいたしてございまして、御指摘の点は省令の中でこれを明確にしておきたいということで、お手元に差し上げました資料の中でもこのことは指摘しておるのでございます。校長は、認定を行なう技能教育施設における学習の状況を常に把持するよう努めなければならない。校長は、認定に係る技能教育施設における学習について、当該技能教育施設の設置者に対し必要な指導助言を行なうものとする。これで、法律改正を待たないで、省令の段階で十分今の法律から直接文部大臣に委任しておりますから、その省令に基づいてできるという解釈をいたしたわけでございます。

○米田勲君 私委員長にお願いしますがね。私の聞いておることと違ひことを長々と答弁されるというところは、ちよつと私の質問に計画がありますので困るのです。私が質問したのは、戦後、日本の学校教育制度の中へ定時制高校を取り入れた理由は何かと聞いておるのです。その答弁がはきつてこちらには質問をしておるわけですか。何だか内藤局長は、おそろく米田はやがてこういうことを質問するだろうというところを先回ってふさいでいるが、そういう質疑応答というものは速記録を見るとおかしいものになるのじゃないですか、委員長。だから質問しないことにわたって答弁が始まったら注意をしてもらわないと。

それでは次にお聞きをいたしますが、現在、定時制技能教育が進められておるのですが、私の見解をもつてすると、この定時制高校の教育が相当の隘路がある。現在の状態では隘路があると思っております。そこで現在の定時制高校、この制度が取り入れられた趣旨にのっとり十全にその目的を果したためには、どのような条件を配慮しなければならぬと考へておるのか。この点をひとつお聞きをしたいわけでございます。

○政府委員（内藤三郎君） 最近定時制がだんだんと生徒数が減つて参りましたことは、これは事実でございます。私もいろいろと検討いたしておりますが、一つは、だんだん経済の復興に伴ひまして、従来定時制であったものが全日制に相当数切りかわつたこと、これは事実でございます。それから、地方財政が貧困で、だいたい統廃合が行なわれた。しかし、最近では地方財政の方も充実して参りましたので、統廃合というものがなくなつたのでございまして、それから教育内容につきましては、修業年限四年でございます。定時制は普通の一般高校と同じ教育をやっておりますので、魅力がないといひますか、そういう不満がある。それから四年では長過ぎる、前期、後期二つに分けたらどうか、こういうような改善の意見が出ておりますので、そういう点を検討いたしまして、できるだけ多くの人が就学できるようにしたいと考へておるのでございまして、

○米田勲君 私は、今、内藤局長が幾つかあげた定時制高校の当面している隘路、これは、なるほど一つの条件ではあります。しかし、私はこの制度が日本の学校教育制度に取り入れられていた限り、そういう隘路はもろもろ文部省も責任をもつて解決をしてもらわなければならぬ、同時にまた、地方自治体も努力を願わなければならぬ。しかし、今も答弁の中にあったように、自治体の財政等の問題もいろいろ困難な条件があつて、定時制高校が勤労青少年に魅力のある学校として発展できない状態にあるという確認があるならば、特段の配慮を国の力によつて新たに払うというような決意がなければ、この制度は有名無実になつていくのじゃないか。今も全日制高校へ、経済情勢の変化から、だいたい変化していつてゐる。そのために定時制高校に入つてくる生徒が少なくなつたということも答えておられますが、やはり職場で働いてゐる青少年が働きながら学ぶという条件は、いかに経済状態が変わつてきても、私はそういう条件はいつまでもつきまとつていくのではないかと、日本の状態においては、だから経済状態が変つたとか変わらないとかいう論よりは、定時制高校の本来設けられておる目的が達成されるように、あらゆる努力を文部省は払わなければならぬといふことを主張したいし、また、そういう考へになるのが至当ではないか、こう思ふので、隘路はどういうふうに考へておるのか、それに対してどういう考へ方を文部大臣は持つておるのかというのを明らかに聞きたかつたのであります。文部大臣、この定時制高校の将来について、具体的にどういふ考へをあなたは持つておるか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） お説のとおり定時制の制度が取り入れられましたことは、もちろんいいことであるはずですが、それを整備していくことに努力せねばならぬと思ひます。もつとも、具体的にいけばいろいろからだと、ことに着手して、どういふところまで持つていくかという内容までは、ちよつとお答えいたしかねます。それは政府委員からお答えいたします。

○政府委員（内藤三郎君） 定時制のうちでも夜間の方は現在でもその生徒数が減つてないであります。特別の時期及び時間に行なうというわけの昼間の定時制にいろいろ問題があるわけでございます。夜間の場合には、現在のところ大都会地で働いておる方が多いのでございまして、そこで、一つの方法としては、この法案に出ておりますように技能者養成施設で学んでおる者が相当数多いわけでありまして、この数でも約六万ほど出ておるわけでありまして、この人たちができるだけ定時制の学校へ通えばいいのですけれども、昼間技能者養成施設で学習しておりまして、夜間は定時制に行かないといふことになりまして、この人たちに定時制教育が行なわれない。かりに行つておるとしても二重の負担になるわけでありまして、ですからその面の二重負担は解消していきたいというのがこの法律のねらいでございます。それからこの法律でもう一つねらつておりますのは、今までは各府県で通信の制度がありましたが、全国的な通信高等学校、特にテレビやラジオを利用してこれも普及していきたい。なお定時制通信教育で普及をはかりまして、なおかつどうしてもそこに行けない者が残つてくるのではなからうか。この数については、今文部省で来年度の予算の概算要求に実施調査をいたしておるわけでございます。その実施調査をもちろんだしてございまして、一時的に思ひますが、今のこれ以外の、中には青年学級もございまして、労働省の技能者養成施設その他認定数以外のものも入つてくるだろうし、労働省の職業訓練所の系統のものもありますし、あるいは農林省関係、建設省関係のものもあるでしょう。それから特に一番大きいのは文部省関係の各種学校でございます。そういうものの実施を調査して、今後どういふふうに行つていくか。また十八才なり十七才までの子供たちを何らかの形で国民教育の中に取り込んでいきたい。こういう点で来年度の概算要求で実施調査の予算を要求したわけでございます。

○米田勲君 私はこの定時制高校の教育を前進させるのには、一つは定時制高校それ自体の設備だとかあるいは施設だとか、教育活動というものを充実していく必要がある。一方に、これは

勤労青少年ですから、生徒の対象が。だから職を持っておるわけだ。その職を持っておる者がこの定時制高校により通えるような条件を作つてやるというところが、私は必要だと思ふ。この両面から強化をしていかなければ、定時制高校の教育の前進はない。その一方は教育行政を担当しておる者の責任であり、その一方は勤労青少年を雇つておる企業主の側で十分な理解と努力が必要だ。そういう力が相持たなければ定時制高校の教育というものは絶対前進があり得ないという考えなんです。

そういう考えから立つて、私はこの法案の改正に非常に問題を感じておるということなんです。それはこの改正法案の四十五条の二の改正点がどうしても私に問題だと思ふわけです。技能教育のための施設を拡充したものを高校の教科の一部の履修と認めるというものの考え方があります。この企業内における技能教育というのは、もちろんこれは学校教育法に定めるところの学校ではない。学校にあらずるところで受けた教育が学校で受けた教育と同じような立場からその履修の判定をしようと考えているわけなんです。ここが私はこの法律の大きな変わりであり、また、その変わり目に対してわれわれは非常に注意をしなければならぬということを感じておるのは、前から論じておるとおりであります。

そこで、日本では学校教育というものを教育基本法の定める精神に立脚して、そうして国が考へる一定の水準に教育の水準を保たせるために、また学校教育というものを乱れさせないために法律を作つておるわけです。規定もある。規則もあるわけです。省令や政

令もある。こういう複雑な教育諸立法、諸法規を作つておることは、日本の学校教育というものが、みだりに国がねらつておる、国民が期待している方向と違つておる方向に走つておるのを押さへるためである。ルーズになつていくのを押さへようとしておる。そういう立場で教育関係の諸立法あるいは諸法規が存在しているわけなんだ。ところが、あなた方が改正しようというこの企業内の教育は、学校教育のちから外にありますから、学校教育法のちから外にありまして、そこに行なわれる教育というものは、これは前の国会でも聞きました、教育基本法の適用を受け

ない、学校教育法等の適用も受けない。ということとは、これは何と抗弁しようとも、私が今まで考へてきた学校教育の建前をくずすことになる、くずすおそれがある、ルーズになつていくおそれがある。これだけはいないない、こゝろに考へるわけですが、一体、文部当局はその点をどう考へておるのか。学校教育法の適用を受けなくても、教育基本法の定める方針に沿つておらなくても、何か省令や政令で押さへればそういうことは可能なんだというような答へをするかもしれない、先回つて言ひなら。それだったら、学校に対していろいろな諸法規は必要ないということなんです。省令や政令の程度でできておけばいいと、一方は固くもう二重、三重どころか、がんにがらめというぐらいきびしく締めておるわけです。一方はその締めがほとんどないわけです。本法の上にも、ある部分についてはあるけれども、非常にルーズにされている。本法についていへばされているのです。そ

ういふ懸念と、この改正法案の建前とは、どうも私は最後まで問題が残ると考へるのだが、どうですか。

○政府委員(内務省三郎君) お説はよくわかります。技能者養成施設というのは、これ野放図になつていくのでなく、職業訓練法という法律に基づいて相当な規制があるわけでごさいます。しかし御指摘のとおり、学校関係の相当詳細にわたつた法規と比べますと、この点は系列が違ひますので、異なつておるわけでごさいます。そこで異なつておる系列のものを学校教育の中に取り入れるには、相当な制限をしなければならぬと思ひます。この点はあなたの説と全く同感でごさいます。その制限の仕方として、文部大臣が認定する。技能者養成施設はたくさんございますけれども、そのうちほんとうに施設設備あるいは教員組織あるいは教育内容、修業年限等全体を考慮いたしまして、これなら高等学校と同程度の学力をつけておる、同等以上の教育をしておるという認定がなければ、まず問題にならぬわけです。そういう意味でここでは文部大臣に指定をさせるという制度で一つ制限を加えておる。で、指定そのものが今度はそれなら何でも認定するかと申しますと、そうじゃございませんで、国民教育として最も大事なものは、これは文部省がまかしてないわけなんです。こ

として、国民教育として、もちろん基礎的な教養、これだけは学校がやる。ですから認定する場合でも三分の一以内というふうに押さへておるわけなんです。しかも三分の一以内でも十分に学習して高等学校と同程度の教育をしていくという認定がなければ、これは単位のやらにないわけでごさいますから、そのしほりも十分かけておるというところでごさいますから、全体としてどこに調和を見出すかという点でごさいます。が、学校教育の体系を乱さない限度において、必要最小限のものを取り入れていきたい、こういう考えでごさいます。

○米田勲君 日本における企業というもののあり方は、資本主義経済の建前に立つておりますから。企業者というものは生産を上げて利潤を上げるというものが第一義の目的です、これは決してそこに行なう技能教育が第一義ではない。私は、そこがやはりこの法律改正の問題点だと思ふのです。だから、そういう本質的に技能教育を第一義的に考へないところに技能教育の一部をまかせるような形になるのですから、私に言わせるといふと、やはり学校教育の制度の建前をくずすことになるんでないかというのを一番おそれるわけです。技術教育だから人間的な陶冶を必要としないという論は、私は暴論だと思ふのです。人間を機械のようにするわけじゃないのですから、やはりどんな技術者でもやはり人間的に人格的に立つたものを作つていつて初めて技術者、技能者として優秀な者ができるのだ、だから、私は単に技術的なものを、その企業内では非常にまだ修練ができるからといって、直ちに

それを学校教育が当然にならすべき分野をそこへまかせてしまふという考へ方は、これは日本の教育制度の上では、本来とるべきものではないのじゃないか、あくまでもやはり定時制高校の教育が、日本の経済全体からいつていろいろな隘路はあるけれども、やはりこの制度を立てた基本の考へ方を前進させるということに一路努力をすべきであつて、定時制高校の実験教育がどうも金がなくて設備施設ができない、力のある技能教育ができない、だから企業内でやつておる実験実習、あるいは修練に肩がわりさせようということとは、結局、私は日本の定時制高校の教育が本来この制度を取り入れるときに目的とした到達点までいくことを阻害する結果になりやせぬか、どうしても今の法律で改正しようというものに肩がわりをしてしまふとする、こういう傾向が当然でございます。学校教育が本来にならすべき任務、やるべき仕事の一部なり、三分の一なりを企業にまかせてしまふのですから、これは当然まかせろ方がこちら側にとつて案ななんです。自治体側にとつては、文部省も案ななんです。案になつてくることはいいことではない、定時制高校の教育の前進の立場から見れば。そういうふうな考へていくと、やはり私は本法の上で相当にこれはきびしく学校教育法も、教育基本法も適用しないような建前をやめて、やはり私は何らかの形で人間教育も技能教育で考へる必要があるという立場から、教育基本法の建前も、これに立脚させるといふような項目や、あるいは本法の上で内閣局長は省令や政令でやるからいいのだ、いいのだと僕に盛んに説得しようとしておる

が、私はこういう画期的な制度改正をねらうのであれば、それが絶対にルールにならないのだという建前を堅持するために、本法の中にそういうような規定を置くということが、私が前国会から一貫して主張していることなんです。だから、冒頭、文部大臣は議員の発言は尊重していますが、形式的なことを言っているが、やっぱりその大事な点については本法の中に依然として訂正を加えようとしなかったというところが、私の主張が依然として続いている理由でもある。この点はどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 学校教育が本気でございまして、少なくとも技能者養成施設に学んでいる者が定時制に通っている場合には、学校教育で三分の二以上の単位を履修しなきゃならぬ、その中で教育基本法なり、学校教育法の精神というものは十分に修得されるべきものでございまして、でも、もちろん会社の場合でも修業年限三年で学校と同じほどの形態、あるいはそれ以上に金をかけている会社があるわけでございます。しかも、これは結局人間形成として将来会社にならう者はやっぱり人でございまして、そういう意味で会社も私は学校に十分協力されるだろうと思う。決してこれは学校の任務を肩がわりする意思は毛頭ない、子供の二重負担を解消しようというだけのことなんです。ですからそのことは、決して文部省も教育委員会も定時制高校の振興発展に対する積極的な援助に対しては、従来以上にこれが努力しなければならぬ。ただ、今申しましたように、双方通っている子供の二重負担を解消しよう、これはだから例外

規定でございまして。例外でございまして、政令なり省令で厳重にそれは制限していきたい。ただ、こういうことがあるわけなんです。大学の入学者の検定をする場合に、高等学校に行かないものを、高等学校に行つたものと同等以上の認定をしております。これは文部省が毎年試験をやっておりますが、これは試験だけで高等学校卒業と同じ程度を認めて、大学への入学資格をきめているわけでございます。ですから、部分的には私はそういうことを設けることが、むしろ広く教育を普及させるゆえんでもあるんじゃないか。ただその場合に、相当条件をきびしくしませんが、仰せのように乱に流れる心配があるわけでございます。

○米田勲君 私はどうもこの改正案を出した文部当局は、子供の二重負担を解消したいのだというのをしきりに言っているが、私はそういう点を強調されても、ちょっと納得しかねるのです。すなわち、そういう言い方は、それと、今、内藤局長がこういうことを答弁した、文部大臣にあらためて確認をします。こういう法律改正をやっても従来以上にというのは、今年度以上、来年度以降のことをいうのだ。だが、従来以上に定時制高校の教育を充実整備するために、文部省は努力するということ、局長は言っているわけですが、これは一体ほんとうなのかどうか、その努力というのは予算の面にそれが実現できるということを言い切れるのかどうか、文部大臣にお聞きします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 国として、この定時制教育の充実のためになすべき範囲もむろんでございますし、

が、都道府県みずからがまた同じような、御指摘のような気持で積極的な協力するということとあわせて行なわれるものだと思います。このための概算要求を三十七年度繰らしてございまして、ちよつと私記憶が薄れてはつきりしませんので、その点は政府委員からお答えさせていただきます。

それから、なお先ほど来の御質疑でございますが、この「技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、これは二重負担を軽減する意味におきましても、いわば能率をあげる効果もございまして、そういうことをやりますのは、定時制高校における人間作りと申しますか、そういうことを期待するといふ範囲はほとんどないと思ひます。実際問題としてないし、期待すべきでもないという欠陥は絶無とは言いかねると思ひますが、しかし、別途定時制そのものを完璧にして、こういう技能者養成機関があつても、そのことは一切無関係に定時制で完成するということを目指すことはむろんしなればならぬと思ひますが、現実には家庭の事情等でもって義務教育を終えて職場に入つて、入つては勤が、現状の定時制に通うについては勤務時間等の関係からなかなか思うにまかせないということが青少年の実際の悩みであることは確かだと思ひますが、その実態に即して、定時制教育を少しでも能率をあげ、負担を軽くし、もしこういう措置が、今御指摘のようなことをやらねばならぬならば、ついで途中で挫折してしまふであらう、あるいは初めから無理がありすぎるから定時制には行かないと思ひであらう人々

が、幾らかでも定時制に通つて、そして職場の教育と一体をなして、高等学校卒業の資格も得られるという望みをもち得る、その効果だけは少なくともあらうと思ひのであります。ただ初めに言われましたように、今の日本のあり方が、資本主義を基調としてある会社等に運営をしておるから、だから、その企業の訓練施設というものは当然にないというお考えは、これはイデオロギー的な立場で言われる意味ではわかりませんが、現実の問題としては、そのイデオロギー論は一応私どもは念頭に置かないで考えておるような次第であります。

○米田勲君 私は文部大臣からお聞きしたかったのは、今、局長にいろいろ聞いておることで文部大臣はよくわかつたかと思ひますが、本来なら定時制高校の教育を前進させるために充実していかなければならぬ、それが地方自治体の経済的ないろいろな悪条件のために充実することが困難であれば、国がそれに対して力を加さなければならぬ、そういうものなんだと私も考えます。ところが、その定時制高校が果たすべき教育活動の一部、企業の教育に三分の一にもわたつて肩がわりさせることなると何かが考えられるかという、定時制高校の教育を本来はして充実していくその力がこの肩がわりの作用によつてとまるのじゃないか、とまらないうえでも、進み方が非常に弱くなるじゃないかということがだれしも心配されるのです。ところが内藤局長は先ほどの答弁の中で、こういう法改正をやつても、従来より一そう定時制高校

の教育を充実前進させるために努力が払われるのだという答弁がありました。文部大臣に対して、私はこのことが大臣の答弁として確認できるかどうかをお聞きしたのであります。結局、来年度の予算、再来年度の予算を定時制高校の教育を充実させるために、文部省が本気になって、予算の面にもその努力が現れるようなことに責任を負う努力が一方にあること、この改正案を出しているのかということ、局長の立場でなく、文部大臣に責任のある答弁を聞きたかつたから質問したのであります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点はさつきも申し上げましたとおり、国も努力をいたす意思は十分にあります。また都道府県もつと前向きに積極的によつてくれというのを指示する、指導する意思も十分にあります。具体的なことは政府委員から申し上げます。

○米田勲君 それでは局長の答えた答えが文部大臣の答弁によつて、決してこういう法改正が行なわれても定時制高校の教育というものが、充実強化がなおさらにされる、予算の面でも低下せず、前進がないとか、そういうことはない、必ずこれは強化されていく、予算の面でも強化されていくということ、私は確認しておきます。

さて、私は次にお聞きをしたいのは、先ほど局長の答弁の中に、公共職業訓練所の話がでていますが、これはこの法律改正案とは別個なものでしょうかと私は思つております。何か同じ、それもこの中に入り込んでくるような答弁がありましたけれども、それは前

の国会で明らかになっているのではないですか。大体、職業訓練とこれは、「学校教育法」による学校教育との重複を避け、となつてゐるのですから、学校教育で本来やるべきものの以外のもをやるという事になつてゐる、だから学校教育法に定める単位の履修なんというものは当然見られないことになる。学校教育法に定めるものと重複を避けているのですから、そうすると、これはこの法改正の中に該当してこないのじゃないか、そうではないのですか。

認定するときに、認定権があるんだからと、こういうことを強調しておるけれども、私は、その認定権を一つを振り回していきなり、もつとすなおに、だれにも法律が理解されるように、本法の上で、一方は指定するところの場合、一方は指定されたものが現に教育活動をする、この過程における作用に対して本法の上である拘束を加える、条件を加えるというこの二つが抜き差しならぬ大事な本法の改正では必要事項だと思つておるのです。その一方だけがあるわけでは、一方は省令と政令にしかないわけでは、それもあつたから聞きをしよと思ふのだが、このとおり省令や政令を定めるつもりがあるのか、単なる案なのか、あとから聞こうと思ふのですが、いずれにしても、本法の上では一方の大事なことだけはない、どうして他の一方の大事なことを本法の上でうたうつもりがないのか、なぜそれを省令や政令に譲つたのか、私は自分の知識の範囲では、省令や政令は、あなた方文部当局が行政権を持つて出せば出せる、しかし出せるけれども、省令や政令というものは、やはり基本の法律の中にびんと明文があつて初めてその法律をたてにして省令や政令が行政権を持つて出される、こういう私は理解をしておるのです、ところが指定をするときの条件は、本法では、びんと文部大臣の認可、その条件は別にきめるというふうになつてゐるが、教育活動、学習活動、教育作用の面については、本法の上では何らうたつてないということ、これを極言しているのです。認定権があるんだということを振り回してもなかなか理解できない、なぜ本法の上では、

あれだけ私がうたうべきだと主張しておつたのに、本法の上になつたわなくともいいんだ、省令や政令の上でそれはやつてもいいんだという考え方になるのか、いまだに理解ができない。

認定権を持つてゐるからといっても、これはなかなかつばな校長さんでも人間ですよ、そこに一つ問題点がある。人間が認定をしなければならぬ。それから指導、助言の権限が認定からも必然的に出てくるのだという局長の説明だが、私はそう考えないのです。ちよとど会社の採用試験に募集をしたから学生なり青年が受験に来る、それを採用するかしないかは、その試験官、雇うほうの自由であります。だめな者ははねる。自分の考えに合った成績を取つた者は採用する、こういう立場です。その試験官には、家庭でどんな学習をしたか、学校へ通つてどういう学習をしたか、そんなことを拘束したり監督をしたりする権限は、その場合ないでしよ。それと私は似たような形を考へるわけなんです。ただ認定権だけならば、出てきたものをだめなもの、認定しなればいけない、これはそのとおりですよ。しかし、その認定権があるから企業の中へ入つていつて、計画に対していろいろ指導をした、変更を命じたり改善を命じたり監督をしたりすることが必然的に法律の上から出てくるのだという考えは、私はあまりに過大解釈じゃないかと思ふ。過大解釈です、それは、そうして報告をしてきたものを認定しなければいけないのだというふうにあなは答弁をするけれども、なかなかもつてそういうことにはならないのですよ。実際問題として、企業のはうからこういう単位を修得しました、これを認定して下さいと申請してきたら、人間である以上、そこを見ていないけれども、会社が責任をもつて申請してきたものだ、まさかそれを言つてきたものではあ

るまい、また子供のことも考へたりすると、これはやはり認めなければいけないのだという非情な考え方はかりがこの場合働くといわれたい。そこで、私は前々から認定権があるからいいという一点張りではなく、学校長が常に企業内の教育の計画実施について指導、助言ができるか、もしくは監督ができるというところを本法の上になつたことが絶対必要なんだ、そうすればそれから出てきたいろいろの省令や政令は首尾一貫して、きちつと、ルーズに流れていくことを押さへることができるとの、だといふ主張なんです。認定権一本やりでは、実際問題としてはなかなか私は文部当局が言つてゐるようなことにはならぬ、これは教育の実態、職場の教育の実態などをいろいろ見ると、やはりそういう弱点がどうしても出てくるのだ、そういうことをあらかじめわれわれは考へて、その弱点が補強されるようなあらかじめ配慮をするのが法律改正の上で必要なんではないか、こういう主張をしてゐるのです。私の言うことが私自身は当然であつて、それはそういうことをしなくてもいいのだという主張はどうも私はあまりにも便宜過ぎるのじゃないか、こゝう思い込んで食ひ下がつておるわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) お説のとおり、これは指導、監督、命令するならば法律に書かないと思ひます。ただ、指導、助言でございまして、何と申しましたも会社に直接指導、監督、命令を下すというのとは、これは行き過ぎだと思ふのです。こちらが認定権があるのですから認定をすることがわらうで、向かう子供も認定

○米田勲君 そうすると、先ほどの答弁が、ちよと私が聞いておつては、何か職業訓練所もこの法律改正の該当対象になるという、そういうふうに関したのとは間違ひですか。

○政府委員(内藤三郎君) お間違ひだと思ひます。と申しますのは、私が申したのは今後の勤労青少年の実態調査の中に職業訓練所も入る、青年学級も入る、こゝう申し上げたのです。

○米田勲君 私は、まずこの法律を改正しようと思ふなら、二つ大事なポイントがある、本法の上でうたう大事なポイントがどうしてもあるという主張です。一つはこの企業内教育を指定する場合、これは本法にうたつてある文部大臣の指定がなければだめなんです、その指定の条件といふのは、省令なり政令にうたつたからこれは入れる、ところが一方のこの指定をされる、教育活動が行なわれる、学習が行なわれる、その学習活動、教育作用に対しては、本法の上では何ともしやうたつてない、私はそういうことを強調したいのです。あなたの答弁は、校長が単位の履修を

○米田勲君 私はこの法律の改正を見て、まずお互に人間であるということ、これを考へてゐるのです。人間には弱点があるわけですよ。だから校長さんが

○政府委員(内藤三郎君) お説のとおり、これは指導、監督、命令するならば法律に書かないと思ひます。ただ、指導、助言でございまして、何と申しましたも会社に直接指導、監督、命令を下すというのとは、これは行き過ぎだと思ふのです。こちらが認定権があるのですから認定をすることがわらうで、向かう子供も認定

○政府委員(内藤三郎君) お説のとおり、これは指導、監督、命令するならば法律に書かないと思ひます。ただ、指導、助言でございまして、何と申しましたも会社に直接指導、監督、命令を下すというのとは、これは行き過ぎだと思ふのです。こちらが認定権があるのですから認定をすることがわらうで、向かう子供も認定

んです。それを食いとめる方法というものは、認定権だけでなくて、学校に對する法律上指導助言をうたうことが、大切だという主張なんです。指定をするときの条件は、あまり心配はあるまいという、問題はあるけれども。政令や省令

にも私は意見があるけれども、その点よりも、もつと指定されたあとのことなんです。文部大臣は無理やりこういうことをやれと言つて強制していないからと言われども、指定を受けていた指定をした、そのあとは、それは相当大きな義務と責任があるので、企業は、指定を受けたかわりには……なぜかという、高等学校でやるべき、生徒が履修すべき単位を、文部省の見解によると、三分の一まで技能教

育については肩がわりしてやるということができるのですからね。だから、これは当然また拘束してかまわないことなんです。また拘束しなければ学校教育がねらっておるようなことを行なわすことはなかなか困難である。それは実際の問題として、定時制高等学校ができる、できるときは、たとえば町立移管したり、県立移管するときには条件が整備される。しかしそのあと十分に留意をしておらぬと、条件が、下がつ

てくるのです。いろいろな理由がありますけれども、単に学校長が怠慢だとかんとかいう、そういう理由ではなしに、これはきびしく常に締めておらないと、条件が下がってくる、教育活動が下がってくるということです。ここが法律を改正するときにはよく注意をしなければならぬポイントだと思う。それを政令でいいのだ、省令でいいのだというふうに、あなたがたはこ

の法律案を出したのだから、そういふうにがんばるけれども、やはり私は指定をするときのこの拘束を本法で文部大臣がやるというふうに一つはしはり、一つはその後にいられる教育活動について、明らかに高等学校長の職務権限として、本法上一行でいいんだから、これをうたつて、そして省令や政令にその具体的な問題を詳細にうたつておくことによつて、この法律改正をしても学校教育がルーズになつたり、ただ形式的に単位の履修が認められるというふうな弱点を排除することができるといふ私の考えなんです、問題は、ところが、私の主張しているほんとうの気持が文部大臣にはちよつと理解されていないので、先ほどの答弁のようなものが出てきたんじゃないかと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 十分理解しておるつもりで答へておるつもりでございますが、そこで、さっきの話をちよつと申し上げないと、あとが出てきませんが、先刻も触れましたように、申請に基づいて指定をする、いかえれば技能訓練施設を持つておる側が、青少年の立場に立つて二重負担を解消する役に立つならば、これまた自分の職員の能力が高まるゆえんでもあるからということを望んで、そしてあらゆる条件を付せられましても異論ござらぬから申請します、よろしいそれならば指定するという関係で成り立つ。この場合の申請に対する指定処分というものは、さっきも申し上げたように、一種の委託契約みたいな内容を持つておるかと思うのであります。で、これに対して、もし米田さん御指摘のような点が懸念があるとして、そ

の懸念は、学校長が、政令案で一応予定しておりますところに従えば、学校長が認定を行なう技能教育施設における学習の状況を常に把握するように努めなければならぬ、そしてまた指導、助言等ができるということ、いわば指定条件に一般の規定を設けておるわけでありまして、そういう政令に基づいて、指定処分に關連した条件として相手方も承諾しておる、その内容を学校長が技能訓練所の責任者に不備な点がありとして要請した、しかし、その指導、助言にも従わないというなら、それに対する罰則的な考え方は、指定を取り消すということでもって臨む、そうならざるを得ないと思ひます。それでもって最大の限度じゃなかろうか。その技能訓練所に対する法律的影響を及ぼします限度といふのは、申請に基づいて、いわば一種の契約的な姿で成り立つた状態でございますから、言うことを聞かないならば仕方がないと、お前のほうは指定するに値しなくなつたのだから、もうごめんだということ、青少年を守る、あるいは学校の立場を守るということが最大限度であらうと考えるわけでありまして。したがって、もしその訓練所の責任者側が、そうですか、指定を取り消されますか、それならばさようならという方がごときものならば、本来指定すべからざるものであつたかもしれないということ、問題は割り切るべき筋合いのものじゃなかろうと思ひのであります。それでもなおかつ青少年の立場に立てば、それが満足に行なわれる限りにおいては、まあ二重負担が解消されると申しますか、自分の学習意欲を満たし得る場がそれだけ広がる、チャンスが多くなる効果だけは相当期待できるであらうと、こう思つておるわけでありまして。

○米田勲君 私はいちよつと角度を変えてお聞きをしますが、これは憲法上の建前から、教育の機会均等ということ、原則として考えなければならぬ。そのために日本の学校制度も、小学校があり、中学校があり、高等学校があり、大学があるわけですから、そして高等学校の中には特に勤労青少年に教育の機会均等の立場から定時制高校が考へられた。そういう立場に立つてみると、この法律改正は、この条件の中でよくやれるのは、これは特定の企業に限られるんじゃないか、条件がきびしければきびしいほど特定の企業に限られてくるんじゃないか。そうすると、学ばふ子供の側から見ると、非常に機会均等という立場が失われるという主張を私は持つてゐるんです。もちろんこういう機会均等の立場から主張するならば、こういうことよりは定時制高校をふやしていく、勤労青少年に対しては、そのことがその本体であつて、このことをやれば機会均等だという主張は、逆にそれはある特定の条件に恵まれた子供だけが得られる場であつて、多くの子供はこの法律改正には何ら浴することができないというふうには私は考えるわけですよ。これを教育の機会均等という立場から考えたら一体どういふことになると思ひますか。子供の二重負担、子供の二重負担ということ、これを言われるのが、私はそれよりも教育の機会均等が逆に失われるのじゃないか。ある特定の者だけがそういう条件の、恩典に浴する条件の中に生活しておる。ある者はそういうことは全然

行なわれぬ。たとえば中小零細企業の勤労青少年、こういうことになりはせぬか。こういう人たちは、おそろく大企業の中にその指定の多くは行なわれるであらう、これらの両方の条件にある勤労青少年が教育の機会均等が必要とする、為政者はそういう方向に持つていかなければならぬということであれば、これは定時制高校の拡充強化、その一本やりでないのか、その道をやめて、まあやめてという一つのコースとしてこういうことをすることは、私はどうも教育の機会均等という立場から邪道じゃないか——邪道でないかとさへ考へておる。どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお説は大体そのとおりと私も思ひます。ただし、機会均等が失われるというの、少し極論であらうと思ひます。仰せのとおり、定時制高校制度をもつと拡充するといふことが本筋であることは、これはもう当然であります。それはそうといたしまして、まだ努力が足りてない点はおしかりを受けなければならぬことは重々知つております。おしかりを受けながら、それは充実にしていふという点、一方にあるが、他方という事業所内訓練所といふと、あるいは中小企業も合同で大企業に劣らぬやつを作りたいという気運も出ておるようですが、労働省あたりそれを推進していきたいと思つてゐるようですが、そういう話は現実にある。そういう訓練所で訓練されている青少年、それ自体は、現実に定時制に通うということが困難な事情がある。少なくとも同じことが、訓練所でも教わ

り、定時制高校でも教わるという二重のことをやらねばならぬ道理はないわけですから、これにかわるものとして認め得るものがあるならば、その青少年にとつては少なくとも二重負担が解除され、そして時間的な余裕も出て、予習復習もできるし、いろいろそういうレジャーが出てくるわけだからという意味において意味があるものであつて、この制度を開いたことによつて定時制の本則である拡充努力がそれだけマイナスされるとすれば、おしかりを受けなければならぬと思いますが、その努力は努力で別途やる。これはもう絶対のものだと、そうしてまたこれもやるといふ意味においては、教育の機会均等のいささかでも充実に方向に役立つであらう、そしてまた御指摘のとおり、そういう訓練所、指定できるような訓練所における者だけのものではないか、それはその通りでございます。そういう意味では不公平だといふ線が出てくることもこれは必然でございますが、私の郷里でも、いなかの山手のほうの百姓の子供は、昼間の定時制しかやつしかないので、都会とは逆に昼のやつしかないので、夜行きたいと思ひながら、夜行きたいと思ひながら、バスがなくなつて帰れない、何里も歩いて帰らなければならぬから実際上行けないといふので、いふぶん悩んでおるくらいでございます。そういう農家の子弟にはこういう事業なり訓練所的なものがないのですから、定時制オンリーですから、そういう道のないものとの対比関係においては、御指摘のとおり、かえつて差別が、格差がひど

くとも同じことが、訓練所でも教わ

り、定時制高校でも教わるという二重のことをやらねばならぬ道理はないわけですから、これにかわるものとして認め得るものがあるならば、その青少年にとつては少なくとも二重負担が解除され、そして時間的な余裕も出て、予習復習もできるし、いろいろそういうレジャーが出てくるわけだからという意味において意味があるものであつて、この制度を開いたことによつて定時制の本則である拡充努力がそれだけマイナスされるとすれば、おしかりを受けなければならぬと思いますが、その努力は努力で別途やる。これはもう絶対のものだと、そうしてまたこれもやるといふ意味においては、教育の機会均等のいささかでも充実に方向に役立つであらう、そしてまた御指摘のとおり、そういう訓練所、指定できるような訓練所における者だけのものではないか、それはその通りでございます。そういう意味では不公平だといふ線が出てくることもこれは必然でございますが、私の郷里でも、いなかの山手のほうの百姓の子供は、昼間の定時制しかやつしかないので、都会とは逆に昼のやつしかないので、夜行きたいと思ひながら、夜行きたいと思ひながら、バスがなくなつて帰れない、何里も歩いて帰らなければならぬから実際上行けないといふので、いふぶん悩んでおるくらいでございます。そういう農家の子弟にはこういう事業なり訓練所的なものがないのですから、定時制オンリーですから、そういう道のないものとの対比関係においては、御指摘のとおり、かえつて差別が、格差がひど

くとも同じことが、訓練所でも教わ

くなるような、条件の差がひどくなるという意味においては望ましいことではないという面もないとはいいませんけれども、ただ現に訓練所において訓練しておること、定時制で標榜しておることがまざるとも劣らないならば、二重負担を除くことは一つの私は善政だという意味において御賛同願えるのではなからうか。あくまでも、だからといって、定時制を拡充すべき努力を、この道が開かれた分量で差っ引いてなまけてやろうという意思は毛頭ございません。

○米田勲君 豊瀬理事のほうからだいぶ時間がおそいので中断したという報告があったのですが、これはいろいろの説明は聞きますが、私は、まあこの次の最終段階ではぜひその主張をしたいし、そういうふうに各委員にも配慮してもらいたいし、文部当局もそうしてもらいたいというのが、法律の法文の中に私が主張していることをぜひ加えてもらいたいという主張です。それは何にもこの法律全体の体系をくずすものではなくて、むしろこの法律改正によって起こり得る条件を抑えることができる。そういうプラスの面はあってもマイナスの面は絶対ないはずだ。そうすると、私のような論議が相当程度なくなる。そういう意味で、きょうはもうおそいですから、ひとつこの次のときまでに検討をお願いしたい、文部当局に。それがどうしてもだめなのかどうか、何としてもだめなのかどうか、この一点が検討願いたい。

それから私がもう一点検討願いたいと思うのは、技能教育に高等学校で受けるべき単位の三分の一は多過ぎやしないか。企業内の技能教育に三分の一

という履修単位をここから得ようというのは多過ぎやしないか。それでは学校教育の体系がくずれないか、定時制高校の。もつとこれは少なくすること、私が私の心配していることがある程度緩和されることになりやせぬか。前国会では局長は二分の一という言葉も一時は使ったこともある。今度は三分の一というふうに減らしたのだが、これも多過ぎやしないか、再検討の余地はないか。

それからもう一つは、この設置を認定するとき、指定するとき、高等学校の設置基準以上の条件というようなことが出てくるわけですね。ところが、実際に省令や政令を見ると、高等学校の設置基準よりは具体的に下がっているのがある。これは矛盾しておらぬかという考えです。高等学校以上の基準を要求するといいつながら、省令や政令には高等学校の設置基準よりは条件が下回っているのに認可をする、指定をするという省令や政令の内容になっていまいし、これは点が問題点。さらに私は——これは続けてもいいのですか、豊瀬君。

ちよつと委員長、発言の途中聞くのはまずいけれども、ちよつと速記をとめて。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○米田勲君 それではね、先ほどお聞きしましたことからまず御答弁を願います。

○政府委員(内藤三郎君) 事実上、

米田先生のおっしゃるとおりの規定が書き得るならば、これは法律に書かなくても差しつかえないのではなからうか。法律に書かなくてもならぬ理由がないのじやなからうかと思つたわけでございます。あなたの御趣旨のとおりにいくわけでございます。で、もしこの省令に違反した場合には、これは当然取り消しという措置も講じられるわけでございますから、省令であろうと政令であろうとその中に書いておけば差しつかえないのではなからうかと思つます。

○米田勲君 私は文部大臣がらうで、内藤局長がらうではあるからそういう心配は現在の段階ではする必要がないと思つ。しかし、省令や政令はあなたの方の行政権で変えられるのですよ、いつでも。妙な文部大臣が出た、妙な局長が出ると、省令や政令といふのは変えられるのですよ、何も国会で法律改正をしなくたって。そこを僕は考へておるのですよ。いろいろ企業者側から陳情があったり何かすると、省令や政令なら緩和できるのですよ、あなたの方だけで。私はそこをねらつておる。だから、本法の中に高等学校長の指導、助言の権限を本法でうたへば抜きさしならぬと、省令や政令でそれをはずすことはできないのですよ、法律改正をしない限り。こういう立場なんです、本心を言つて。だからね、それはあなたの方からいふからそういふおそれはないと、こう言つてしまへばそれまでだが、しかし、やはり長い将来のために本法の中にうたへべきだ。これが法律改正の結果乱れが起きない、こういう主張なんです。文部大臣どうですか。私は無理を言つて

おらぬつもりですがな。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実質論そのものは私も賛成でございますが、この立法の程度と申しますか、申請に基づいて指定するという関係に立つて初めて四十五条の二の実態が生まれてくる。それがもし指定処分の内容に違反する場合の制裁ないしは報復手段というものの最大限度は指定の取り消し以上に出るはずのないものでございまして、したがって申請に対して指定処分をしますときの条件が政令なり省令なりでうたわておる。その政令、省令の内容を万事承知して申請書というものは出てくるわけですから、申請をしますときからその条件は相手方では十二分に納得した人、相手方しか申請してこない。私はこれは申請に基づく指定処分の法律そのものに規定されて相手方に義務づけられるべき限度というものは、指定条件以上にはわたることは論理的にあり得ないだらうという、当初お断わりしましたように法律の概念論の範囲をむろん出させないけれども、法律概念としてそうであらうと、まあ理解しておるわけでありまして、その政令、省令の中に、学校長の立場からきちつと書いてあります限りは、それに従わなければならない限りは、取り消されることが最大限度の脅威であるといふ相互関係から、それで必要にして十分ではなからうか。

それから政令、省令は、勝手に時の政府ないしは文部大臣の考え方によって変えられるという建前のものでございまして、ございませうけれども、いやしくも法律に基づいて——法律の趣旨が国会を通じて明確である。そうして申請と、それで処分をした、指定をした、指定

条件というものは個人的な人の考え方によって変わるべき性質の課題では、今の御指摘の点ではないと思つます。客観的にだれが考へてもそういうことを念頭に置いて指定処分というものはなされるべきもの、指定に際しての付せられるべき条件の要件としては、没却のできない性質のものですから、そのときどきの政府なりあるいは文部大臣の立場に立つた者の趣味によつて変えらるべき筋合いのものではない。事業場等からあまり条件が厳重だから緩和してくれと言われて、緩和すべき程度の問題でなしに、本質的問題ですから、学校長権限というものは。そういうふうな理解する前提に立つて先ほど来お答え申し上げたことで十分でなからうか。したがって、お説のようなことを法律の中に書くこと、そのことは過剰規定になりはせぬかをおそれるわけでありませう。

○米田勲君 文部大臣の話を聞いてみると、取り消す権限があるからとか、認定をしない権限があるからとか、は、こういうことだけで世の中通らないうのじやないですか、実際問題として。われわれ法律を作っていくときには、取り消す権限があるとか、認めない権限があるという最後の取り締まりのところがあるのだから、それであらう全部いんだ、うまくいくのだと、こういう考え方は法律をきめるときにはあやまちを犯すのじやないか、それはほんとうに最悪段階になったときにふるべき権限であつて、普通は人間社会においては、その最悪の権限をふる前に物事は大体処理されるのが普通ですよ。その段階のことを考慮すると、それでおかつ学校教育が乱され

条件というものは個人的な人の考え方によって変わるべき性質の課題では、今の御指摘の点ではないと思つます。客観的にだれが考へてもそういうことを念頭に置いて指定処分というものはなされるべきもの、指定に際しての付せられるべき条件の要件としては、没却のできない性質のものですから、そのときどきの政府なりあるいは文部大臣の立場に立つた者の趣味によつて変えらるべき筋合いのものではない。事業場等からあまり条件が厳重だから緩和してくれと言われて、緩和すべき程度の問題でなしに、本質的問題ですから、学校長権限というものは。そういうふうな理解する前提に立つて先ほど来お答え申し上げたことで十分でなからうか。したがって、お説のようなことを法律の中に書くこと、そのことは過剰規定になりはせぬかをおそれるわけでありませう。

○米田勲君 文部大臣の話を聞いてみると、取り消す権限があるからとか、認定をしない権限があるからとか、は、こういうことだけで世の中通らないうのじやないですか、実際問題として。われわれ法律を作っていくときには、取り消す権限があるとか、認めない権限があるという最後の取り締まりのところがあるのだから、それであらう全部いんだ、うまくいくのだと、こういう考え方は法律をきめるときにはあやまちを犯すのじやないか、それはほんとうに最悪段階になったときにふるべき権限であつて、普通は人間社会においては、その最悪の権限をふる前に物事は大体処理されるのが普通ですよ。その段階のことを考慮すると、それでおかつ学校教育が乱され

ないという配慮をして、法律は改正すべきものである。だから、取り消す権限があるのか、認めないという権限があるのかという点を強調しても、人間社会の実際の問題としては、文部大臣や局長の言うようにはなかなかいかぬ。

それからもう一点は、省令や政令は常識的に備えなければならない条件がある、こう言うけれども、条件を緩和することはできるのです。もちろんこれは仮定の話ですが、文部大臣や文部当局の行政権限の範囲内で条件を緩和することは国会の審議にかけなくたってできるのです。それは教職員充実に充たされた条件にしても、施設、設備の条件にしても、あるいは授業の時間数の問題にしても、これ一つ一つ上げていけば省令や政令で緩和できるのです。緩和すればするほど、学校教育の体系をそこそこなうことになる。私はやはりそういう点を考えると、政令や省令にうたつてあるから、すべてこれで大丈夫だということとは原則的には認めがたい。法律を論議している場合には条件というのを考え方によつては緩和できる、そうしてまた緩和してくれという運動が起こってきまします。また企業者から、条件がきびしいとつらいのですから、だから緩和してくれとなると、そうすると国会に法律改正を求めなくても、省令や政令で緩和していくということがあり得る。そのところを、文部当局を縛り、企業者を縛り、そして学校教育の体系をできるだけくずさないようにいくという全体的な配慮をしていくと、やはり私の主張のようなことが妥当であつて、文部大臣や局長の言うこと

は、これはやはり妥当ではないのではなか、正直のことを言う。どうですか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 言われる内容は私もわかりません。同時に一たん提案したからくそがばりばりにがんばる、がんばり過ぎなければ体面が保てないとも思いません。そういう気持ちで毛頭なしに、今までのことは申し上げておるわけですが、そこで事業主等から条件の緩和を運動するということが起こるかもしれない、それは。ですけれども、問題の焦点は正規の学校教育法にいうところの定時制の高校と同等以上であるかいかという点、そこなわれるかいかにかかるといふ点、それから、それで学校長が省令、政令に基づく条件としてそうであるかどうかを常に監査する権限を条件上与えられ、そのことを相手は承諾して指定を受けるということから始まるわけですから、その定時制高校同等である以上であるかどうかというところは、その陳情がありましても、ありません。でも、あるいは文部大臣がだれになりましようとも、初等局長がだれになりましようとも、同等でありやいなやという判定は、緩和したり、変えたりということはなし得ざる一線であるかと思ふ。したがって、そのことは御懸念の必要はないであらう。のみならず、先制も申し上げましたように、そもそものが申請に基づいて、条件を納得して、こつちもその施設、設備等があるいはやり方がはたして認定に値するか、否定に値するかどうかというところを文部大臣たる者、この法律に基づいて良心的に判定をして指定することから始まる。お互いの協力関係を

実体とするやつですから、したがって、法律そのものに一種の契約条件たるべきものを厳重に書くということ、は、先刻も申し上げたように、法律の条文としては、何となく、オーバーした規定になるだけであつて、実質的には同じことだ、かように理解するわけであり、別にくそがばりばりにがんばるといふ趣旨ではございません。

○委員(平林剛君) 米田委員の御質問の趣旨は、政府との質疑応答というよりは、むしろあれじゃないですか、与党と野党の各議員の相談によるべき性質のものになっていきますから、なお質問があれば続けませうけれども、いかがですか。

○米田勲君 次に、技能教育によつて三分の一の単位の履修を認める、そこを限界にしている。これは私は分量が多過ぎはしないか。幾ら学ぶ子供のためを考えると、分量が多過ぎないか。もともと本体は定時制高校教科、これに学ばせるといふことが本々なんです。今法律改正をしてやるといふことは、これはあくまで便法です。その便法に三分の一もウエートをかけるといふことは、これは常識的に私は多過ぎると思ふ。大体私は諸外国のこの同一の問題を考えると、学校教育でもって修業をする、その課程において実習的な意味で企業内に入つてまた学校で学ぶ、こういうやり方が諸外国でとられていゝんですよ。ところがこのやり方は、学校で学んだものを職場に入つて実習訓練をする、戻つてきてまたいろいろ学習をする、こういうシステムでなくて、そこでやつた

そのものずばりが学ぶべき、おさむべき履修にしてしまふやり方ですから、私はその点からいふと、これはちよつと行き過ぎていゝといふものとも考へ方があるものだから、それなら三分の一といふこの分量は、二分の一から三分の一に後退したのだが、さらに私は定時制高校の建前をどこまでもこころばしていゝといふ立場からいゝて多過ぎる、こういう見解に対してはどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 技能者養成施設で今訓練を受けている者が全国で六万ほどいるわけですが、そのうちのほんの一部しか定時制に行つていない。むしろこの人々を全部定時制に入れたらと思ひ、今後、技能者養成施設はどんどん発達していくだろうと思ふ。たくさんの方を定時制に通わせるためには、あまり少しの単位しかやつてもたいして意味がないんじゃないか。私どもが三分の一にいたしましたのは、高等学校教育の中で実習、実習を伴う実技教科の単位数を計算いたしました、それからさらに低目に三分の一に押さえたわけでございます。ですから、一般教養と基礎学科については全然移用していい。それでいいわけの技能の技術の学科に関するものだけに限定をいたしました、これは三分の一以内でございます、各事業場によつてそれぞれ違ふと思ふんです。かりに指定いたしましたとしても、該当のものが五単位とか、十単位しかない場合もあるだろうと思ひます。ですから、三分の一がマキシマムでございます、最高限でございます。そのうち該当のものがかりに五単位、十単位にいたしましたも、それを全部認める

わけじゃないので、その中で確実に高等学校教育を受けた者と同じだといふ校長の判定が必要でございますから、さらにこれからしほられるわけでありま。最終としては三分の一がマキシマムだと、ですから事業場の性質によつてはほんの一部になる場合もあるだろうと思ひます。

○米田勲君 この省令案の中に、省令案の大項で、(認定)の認定単位(数)、これ以外にはこの認定単位のことをきめたところはないのです。政令でも省令でも。こゝで認定の認定単位は、高等学校学習指導要領で定めるところに従ひ、当該高等学校において卒業に要するものと定めた単位数の三分の一以内とする。これは限定されていゝないのです。限定がない。これだけ読むとこれはもともと限定されておつたものじゃないのです。技能的なもの、実験的なもの、その類は、それなのに、いゝよもつてあなた方が後生大事に出したのを見ろといふと、これはもう定時制高校として卒業までに受けるあらゆるものの三分の一となつておるのです。これは話が違ひるのでないか。

○政府委員(内藤三郎君) これは四項をごらんいただきますと、「(認定)の告示」といふものがありまして、ここには、「法第四十五條の二の規定により、校長が技能教育施設における教育のうちその学習を当該高等学校の教科・科目の履修とみなすことのできるものおよび認定のできる高等学校の教科・科目の名称等については官報で告示すること。」となつておりますか

ら、こゝでしほりがかかつておるわけ
であります。

○米田勲君　そうですか。またそこで
官報になるのですが、こういうわけわ
ざ省令だとか、政令をもって本法の不
備を補おうとしておるのに、また官報
まで逃げて――逃げてという言葉を
悪いが、そうしてそのものを規定しよ
うというのはいかにひどいのじやな
いのですか。そういうところは大事な
ところですよ。省令か政令でびんと拘束
すべきですよ。せめて、それをまた官
報に議るといふのはあまりルーズ過ぎ
やしませんか。

○政府委員(内藤三郎君)　これは官
報にとつたのは、省令の体裁の問
題が一つ、たとえば学習指導要領も本
来省令で規定して差しつかえないもの
でございますが、とても大部なもの
でございますから、省令に規定しないか
わりに文部大臣が官報で告示したわけ
であります。これは実業学校の種別が
非常にたくさんあるわけでありまして、
その種別を、ここにもございまして、
何ページにもわたって出てくるわけで
ございます。その科目を一々列挙いた
しますと大へんございまして、こ
れは指導要領にも載ってございまして
ら、そのうちのこれとこれとこれとい
うふうに、相当大部なものになります
から官報で告示すると、省令で規定し
たと同じ効力を持つてくるわけござ
います。

○米田勲君　私はこの改正法案がルー
ズになつていくというところの立場か
らばかり心配しているのです。もと
もと学校教育でやらなければならぬ
のをこゝろに肩がわりさせよ
うという法律案なんですから、ルーズ

になつては困るという立場なんです
よ。それで今、三分の一というのを多
過ぎると言ふのもその理由だし、それ
から三分の一の内容だつて、どの教科
かというところはどの政令も省令もわ
かない。それでまた官報まで下がつて
いかなければならぬというやり方は、
われわれはルーズになりやせぬかとい
う心配をますます濃厚にさせることな
んです。こゝでうたい切れないといふ
ことでは私はもう納得できないのだ
な、これでは。

○政府委員(内藤三郎君)　これは省
令の中に規定してもいいのですけれど
も、実はこのくらいあるわけで、これ
を全部これだけ書きますと、これはで
んと長くなりまして、省令として非常
に不体裁なものでございますから、こ
れは官報で告示する。これは普通の法
律上の技術的な通例でございまして、
別に何も他意はないわけでございます。

○米田勲君　私は、厚くなるからだめ
なんだという論は納得できないのです
よ。ページ数が多くなるということは
論の末ですよ。私はルーズになるのを
どうやって防ごうかと思つて真剣なん
です。だから、あとから行政の担当者
が、あるいは高等学校長が、あるいは
企業者がこの問題をルーズに扱つて
いっては、どうにもならぬような状態
を起しては、定時制高校の教育の将
来にも、子供の教育の将来にもまず
いから、何とかしてできるだけ後退を
するのを防ぐ道を考へておるのですよ。
一貫して。だから、私は認定の単位
の三分の一というのも多過ぎるし、それ
は一体三分の一以内というのはどれ
なんだということを少なくもこの中で

うたひべきですよ。ページ数が多く
なつたつていいじゃないですか。官報
にうたつても同等なんだということ
は私は納得できない。そうすると、
またその官報の案なるものを出せと、
こゝろにうたひべきなんです。疑わ
けではないのですよ。人がかわり、代
がかつた、法律や政令や省令といふ
ものは相当考慮しなければならぬ性質
のものなんです。だから、それを一体
どうするのだといふことをはつきりさ
せてもらひたい。

それともう一つあわせてお伺いしま
すが、この政令案、省令案は、われ
れに見せたときと実際出るときとは違
うのか、これらとつ聞ておきたい。
案は一応案で、実際に出ていったのは
これが訂正されました。そうすると、
法律案を審議したときに僕は悪く言
うとベテンにかつたようなことにな
る。だから、この案はこの通りとする
という約束をするのかどうか、省令案
も政令案もですよ。それからもう一つ
は、先ほどのことをなぜこのいすれに
うたわなかつたか、政令なら政令にうた
わなかつたか、省令なら省令にうたわ
なかつたか、官報などにまかせるべき
ではないか。

○政府委員(内藤三郎君)　この省令
案、政令案はまだ法制局とも審議して
おりませんので、字句の点については
多少変わる点があると思ひます。け
れども、骨子についてはこの通りやる
つもりでございます。それからこれを
省令に入れるというお話をござい
ますが、一ぺん米田委員に読んでいただ
ければおわかりいただけますが、職業教
科につきましては何百何千とあるわけ

です、単位科目が。その何千もあるや
つをこの省令の中に書くことは、従来
の法の立法技術から考へて、こゝろに
ものは別に告示が何かで定めるのが通
例になつてゐるから、その通例に従
つた。従来法の体系を乱すといふ考
えです。

○豊瀬一君　関連して。今あなたが
もつともらしくつて見せておるや
つですね、それはすでに現代の法体系
の中ではすでに定められておるもので
あり、官報掲載の際には、操作変更の
余裕がなく、ただこれのうしろのほ
うにくつくだ、こゝろなるから、官
報のほうに便宜宿を借りておるだけ
で、そのままだとすると、こゝろ
言つておるのではありませんか。

○政府委員(内藤三郎君)　その点
ちよつと違ふのです。この中には普通
課程のものもあるし、基礎学科のもの
も入つてゐる。ですから全部ではない
のですけれども、基礎学科のものとい
ふ、一般教養のものはこれは排除しな
ければならぬ。その中で、あとで技
術的教科のものを全部並べるわけ
です。その技術が非常にたくさんに分
かれておりますから、こゝろを告示しな
ければならぬ、こゝろの意味です。

○豊瀬一君　だから、基礎学科のほ
うは、かりに米田委員が言うように、
これに入れる際でも除くのでしよう。
だから官報に載せることも当然除く。
だからこれにくつつけてこゝろなる場合
も、官報になる場合も同じでしよう
言つてゐるのです。違ひますといふの
ではないでしよう。これはそのことの
あれとしてくつづく場合は、これは
くつづいてきますよ、基礎学科が。と
ころが、この学校教育法等の一部改正

に關する政令または省令のほうにくつ
つくものと同じものでしよう、官報に
くつづくものはね。それでしよう。だ
から、そのままだで官報に宿借りす
るだけだと、こゝろにうたひべきとい
ふのでしよう。

○政府委員(内藤三郎君)　その通り
でございます。

○米田勲君　どうしても提案したほう
は頑強ですな。幾ら僕が話をしてもな
かなか……。むきなかな、頑迷です
よ、大体。事をこまかにこれだけだ
いて言つても初めの線を守つてゐるな
んという、そういうものでは、僕は法案
の審議も何も誠意を持つてやるのばか
らしくなりますよ。僕の言つてゐるこ
とは教育のために大事だと思ふのだ
よ。だんだん聞いていくと後退してい
くのだな。本法にうたひべきものを省
令に持つていく、省令にうたひべき
たほうがいいのを、今度官報に持つて
いくと、官報には何が載るかわれわれ
にはわからぬ、そしてその法案の審議
をせよといふ、それは實際親切なやり
方じゃないのではないか。今度そつち
のほうから攻めるわ。全貌を明らかに
して、この改正法案はあなたの考へら
れるような心配はないのだと、学校教
育の体系は乱さないのだといふこと
を立証されたら僕ら安心するのだけ
れども、手のうちがだんだん、省令、政
令だつて僕らが追及して初めて出て
きた。今度だんだんついていくと官報
までいってしまふ。その官報は見られ
ない、何が出るかわからない、これ
は大体法案の審議に対して文部省は
親切心が足らないのではないか。だ
から、無用なことまで僕ら心配して、
これはどうなる、これはどうなる

が長引くのです。初めから全部こうなるのですという事で出してもらわなければ、まだわれわれにはわからぬ部分があるでしょう、大事な部分で。一体、文部大臣そういうものでないですか。わからぬ部分がまだあつて、この法案をどうかせよというのは無理ではないか。しかもそれはつまらぬことじゃないのだ、相当大事なことなんです。ひねられると非常に困るものでしょう。ひねる者はないと思うけれども、悪意のある者はないと思うけれども、ときどきは悪意をする者もいるのだから、世の中には。だから、やはり官報に何が出るか、どういふものが設定されるのか、規定されるのかわからぬ状態のまま法案の審議を続けるというやり方でなく、これとこれとこれだと、これ以外はだめなんだということをしつと出すべきじゃないですか、省令にうたうのがそんなにいやだつたら。

○政府委員(内藤三郎君) 出してけっこうなんですけれども、非常にたくさんございまして、先ほど来私が申し上げていますのは、実験、実習を伴う技術的な専門教科であることは、これは明確なんです。それ以外には入っていない、ただ専門的な技術教科というものが無数にあつて、実はこんなに厚いわけです。これを全部、この本をぐらいいただいたうちの中で今申しましたのを拾つていけばいいわけでございますから、これはできるだけ拾つて例示して差し上げたいと思つております。

○委員長(平林剛君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

本案に対する質疑は、本日のところ

この程度にとどめ、散会をいたします。
午後四時五十六分散会

第四号中訂正

ハ	段	行	誤	正
二	〇	附則十五項	附則五項	
三	の五			
三	十五項			
五	五項			

第六部

文教委員会會議録第六号

昭和三十六年十月二十六日

【参議院】

昭和三十六年十一月二日印刷

昭和三十六年十一月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局